

**(仮称)上田市オープンドアスクール
施設整備等事業者選定プロポーザル
要求水準書**

令和8年7月

上田市教育委員会 学校教育課

目 次

第1章 総則	
1 本書の位置付け	1
2 遵守すべき法制度等	1
第2章 施設整備における方針	
1 新設校舎の概要	2
2 施設整備の基本方針	3
第3章 事業概要	
1 事業の内容	3
2 建設敷地内の既存施設の概要	6
第4章 解体・撤去工事の要求水準	
1 業務の範囲	8
2 解体・撤去に係る要求水準	10
第5章 施設整備の要求水準	
1 基本事項	13
2 新設校舎に求める要求水準	13
3 建築計画の要求水準	14
4 構造計画の要求水準	20
5 電気設備計画の要求水準	21
6 機械設備計画の要求水準	27
7 外構整備計画の要求水準	30
第6章 設計業務の要求水準	
1 業務概要	32
2 業務の実施	35
第7章 工事監理業務の要求水準	
1 基本事項	38
2 工事監理に関する業務	38
3 業務の実施	41
第8章 建設工事業務の要求水準	
1 業務概要	43
2 建設工事業務	44
3 完成検査	47
4 施設引渡し業務	48
5 保険	48
第9章 維持管理業務の要求水準	
1 業務概要	50
2 基本事項	51
3 提出書類	52

4 建築物保守管理業務	53
5 建築設備保守管理業務	53
6 機械整備業務	54
7 保険	55
第10章 その他	60

<添付資料>

別表 必要教室、諸室の規模、条件等	57
別紙1 基本設計及び実施設計の成果物	60
別紙2 解体・撤去処分の提出書類一覧	62
別紙3 建設工事の提出書類一覧	63
別紙4 「(仮称)上田市オープンドアスクール」の「コンセプト」、「基本方針」	64

第1章 総則

1 本書の位置付け

この「(仮称)上田市オープンドアスクール施設整備等事業者選定プロポーザル要求水準書」(以下「本要求水準書」という。)は、上田市(以下「市」という。)が、(仮称)上田市オープンドアスクール施設整備等事業(以下「本事業」という。)に係る事業者(本事業の受注者をいう。以下同じ。)を選定するにあたり、「(仮称)上田市オープンドアスクール施設整備等事業者選定プロポーザル実施要領」と一体のものとして位置付けるものであり、本事業について、市が提案者に求める機能や性能、サービス水準の最低基準を規定するものであり、受注者が要求水準以上の提案を行うことを妨げるものではないこと。

提案内容は、上限提案額の範囲内において、要求水準と同等以上の性能を有することを目指した提案とし、本業務の設計業務の課程において、受注者と市が協議の上、具体的な整備内容、仕様等を確定するものとする。

2 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、次に掲げる法令等の他、本事業を行うにあたり適用となる関係法令及び関係条例、要綱を遵守するほか、国が示す施設性能、設計、施工等に掲げる適用基準に準じたものとする。なお、国が示す適用基準、仕様等については、最新のものをを用いること。

【事業の実施上、必要と想定される主な法令等の例】

- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・特定都市河川浸水被害対策法
- ・建設業法
- ・学校教育法
- ・消防法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法、振動規制法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ・各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- ・長野県建築基準条例
- ・長野県福祉のまちづくり条例
- ・その他関連法令等

第 2 章 施設整備における方針

本市では、様々な事情により学校に通うことが困難な児童生徒に対し、一人ひとりの状況や個の特性に応じた柔軟な学びの機会を提供するとともに、日本語の理解が十分でない外国籍市民や、義務教育の機会を十分に得られず、学び直しを希望する生徒を対象とした教育の場を整備する。

こうした学びの提供の実現に向け、「学びの多様化学校」と「夜間中学」の両機能を併せ持つ、「(仮称)上田市オープンドアスクール」を設置し、年齢や国籍等に関わらず、学び直しや社会参加に向けた基礎的能力を育むことができる教育環境の提供に向け、別紙4「(仮称)上田市オープンドアスクール」の「コンセプト」、「基本方針」に沿った学習環境を整備する。

1 新設校舎の概要

(1) 新設校舎の名称

(仮称)上田市オープンドアスクール(以下「新設校」という。)

(2) 施設用途

市立中学校の分校(「学びの多様化学校」と「夜間中学」の併設校)

(3) 学校規模(学級数、生徒数、職員数)

区分	対象生徒	学級数	施設利用数 (最大想定)
学びの多様化 学校	学齢期(中学生)の不登校傾向にある生徒	1～3 学年 各 1 クラス	30人
夜間中学	学び直しを希望する学齢経過者 (外国籍市民、外国に由来がある方も含 み、年齢、国籍を超えた多様な生徒)	1～3 学年 各 1 クラス	30人
教職員	学びの多様化学校及び夜間中学	—	30人

(4) 新設校の概要、特色と特性

本要求水準書第 2 章－1施設整備の基本方針及び、別紙4「(仮称)上田市オープンドアスクール」の「コンセプト」、「基本方針」を参照のこと。

2 施設整備の基本方針

(1) 出会い、向き合い、つながりの場所

- ① 自分のペースで、自分らしく、ありのままの自分を受入れ、学ぶことのできる環境の創出
- ② 生徒の個々のニーズに対応した「通いたくなる学校」としての教育環境の整備

(2) 多様な学びの循環を創る教育環境

- ① 多様な世代、性別、国籍の生徒が利用し、多様な価値観との出会いを通じた、多様性に対する理解を深めていく環境の構築
- ② 安心とともにある学びの場として、「学校らしくない学校」をイメージした空間、設備、環境を備えた学習環境の創出
- ③ 地域との交流や社会との繋がりを実感でき、社会的自立に向けた力を育む学習の場
- ④ 地域に開かれ、地域住民や地元企業が参画する学校づくりの実現と、地域社会に支えられ生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばしていくための教育環境の整備

第3章 事業概要

1 事業の内容

(1) 事業名称（仮称）上田市オーブンドアスクール施設整備等事業

(2) 事業概要

- ① 既存建物等の解体撤去工事（設計、協議、申請等の関連業務を含む）
- ② 校舎設計業務（基本設計、実施設計、建築確認申請等の関連業務を含む）
- ③ 校舎建設工事（関連業務を含む）
- ④ 校舎整備に係る工事監理業務
- ⑤ 外構整備
- ⑥ 校舎完成後の維持管理業務
- ⑦ 上記①～⑥に係る関係機関、官公庁との協議、諸申請及び手続き等
- ⑧ 校舎完成後の引渡し、所有権移転に係る手続き

(3) 契約期間

契約締結日から令和24年3月31日まで

① 新設校舎の引渡し

令和10年2月29日までに建築基準法に基づく完了検査に合格し、施設の引渡し、市への所有権移転手続きを行うこと。

② 新設校の開校

令和10年4月1日（予定）

③ 維持管理業務期間

令和10年3月1日から令和24年3月31日まで

※原則、引渡し日以降からの業務実施とする。

(4) 共通事項

① 一般事項

ア 校舎建設敷地内に校舎を整備すること。

イ 既存建物(建物番号②)は、延焼のおそれのある部分に該当しないよう新設校舎を配置すること。

ウ 侵入者の防止などの防犯対策を適切に行うこと。

エ 各諸室等の機能、仕様及び設備、環境は、学校及び生徒の特性に配慮のうえ、本要求水準書に明記の内容及び、「別表 必要教室、諸室の規模、条件等」を参考に計画すること。
その他、事業者が必要と判断する諸室について適宜提案を行うこと。

オ 整備する設備、機器等は、イニシャルコスト、ランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮し計画すること。また、将来的に更新が容易なものとすること。

② 適切な施工の確保

ア 施工においては、関係法令を遵守すること。

イ 建築士法に基づく重要事項説明を行い、建物等設置に係る関係官庁への各種届出及び申請等の手続は、全て事業者が遅滞なく行い、その費用も受注者の負担とする。

ウ 工事により発生する建設廃棄物は、関係法令及び建設廃棄物処理ガイドラインに基づき適正に処理すること。

エ 工事発生土は、場外処分とする。他の工事現場への流用などにより不法投棄が発生しないよう処理すること。

オ 工事中の仮設電力及び仮設水道の費用は、事業者の負担とし、仮設用の引込工事を行うことを原則とする。

カ 法令上必要とされる設備その他の費用は、事業者の負担とする。

キ 工期内の引渡し履行を行うこと。

ク 事業者は、業務に必要となる諸官公庁及び関係機関、団体との事前協議及び行政・各種手続き、諸申請を契約後、速やかに行うこと。なお、これらにかかる経費は、全て事業者の負担とする。

ケ 各法定手続きに問題がないものとすること。

③ 安全の確保等

ア 国が定める「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、災害及び事故の防止に努めること。

イ 既存建物の市役所第二庁舎(建物番号②)は、事業期間中も継続使用となる施設である

こと、また、建物A(建物番号①)は、令和8年12月頃まで、現行のままで使用予定の施設であることを念頭に、利用する関係者及び職員の安全確保に万全を期し、事故の発生を防止すること。

ウ 近隣住民など第三者の安全確保に対しても万全を期し、事故の発生を防止に努めるとともに、適切な仮囲い等の安全措置を講じること。

エ 国が定める「建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)」を参考に、公衆災害の防止に努めること。

オ 作業場の内外を問わず、本事業に伴う危険、騒音、火災、風水害等については、関係法令に従って遺漏のないよう養生し、看板、案内板等の対策を講じること。

カ 騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、道路損傷、交通渋滞などにより近隣の生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう、各種法令を遵守し、施工にあたること。

キ 作業時間は、建設敷地内の市役所第二庁舎(建物番号②)及び建物A(建物番号①)内での執務や近隣住民に対して配慮すること。

ク 架線下(高圧線、電話線等)及び、JR新幹線高架橋、しなの鉄道線路敷き、その付近でクレーン等作業をする場合は、安全対策について関係会社と協議し、必要に応じ協議書を交わすこと。

④ その他

ア 事業者は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

イ 事業者は、設計成果品等については市の承諾なしには、他のいかなるものに対しても閲覧に供し、複写させ、譲渡または提供してはならない。

(5) 校舎建設地の概要

① 位置 上田市天神二丁目番外420番1(上田市役所第二庁舎敷地ほか)
上田市天神二丁目番外427番1

② 敷地面積 約 3,539 m²

③ 形状等 計画地の位置及び現況については、別紙「案内図」、別紙「現況配置図」を、計画地の敷地面積については別紙「地積測量図」を参照のこと。

④ 都市計画制限等

ア 区域 非線引き都市計画区域

イ 用途地域 準工業地域

ウ 建ぺい率／容積率 60％／200％

エ 防火指定 準防火地域

⑤ 供給施設(インフラ整備)の状況

市で把握している現況は以下のとおりであるが、関係機関、各管理者への確認、現地にて事前調査を実施し、接続方法について計画すること。設計業務において、市と協議により

最終決定すること。いずれも、整備建物単独で個別メーター等を設置すること。また、引き込みに係る工事、加入金等についても本業務に含めること。

ア 電気	中部電力	既存引き込み有り	低圧による2系統引込 (電灯 10kVA・動力 5kW)
イ 上水道	上田市上水道	既存引き込み有り	DCIPφ75
ウ 下水道	公共下水道	既存放流管有り	VPφ150
エ ガス	上田ガス	既存引き込み有り	PEφ50

2 建設敷地内の既存施設の概要

別紙「現況配置図」を参照

(1) 建物番号①

施設名称	建物 A
構造等	RC 造2階建て
延べ床面積	360.0 m ²
現況用途等	・1階:他団体で使用中、倉庫 ・2 階:倉庫
事業期間中の使用状況	・1 階 ①倉庫:事業着手前に移転予定 ②他団体事務所:敷地内の建物番号②に移転予定 (令和 8 年12月中旬に移転予定。移転時期 の詳細は、今後、協議の上、決定する) ・2階:事業着手前に移転予定
本事業での業務内容	解体
建築図面の有無	無し
備 考	移転に係る作業については、市で別途、対応する。

(2) 建物番号②

施設名称	市役所第二庁舎
構造等	RC 造2階建て
延べ床面積	573.30 m ²
現況用途等	・1階:市の執務室として使用 (3 部屋、倉庫) ・2 階:市の執務室として使用(2 部屋) (埋蔵文化財の発掘作業場として使用)

事業期間中の使用状況等	・1 階:3 部屋のうち ア:2 部屋(①約 28 m²、②56 m²)の執務室は、令和 9 年3月～4月に敷地外に事務所機能を移転予定。(移転時期は、今後の協議により決定) その後は、新設校の諸室等としての使用を想定している。 イ:1 部屋(他団体で利用予定) (令和 8 年12月中旬頃、建設敷地内の建物からの移転を予定。移転時期は、今後の協議により決定) ・2 階:事業期間中も継続して使用する。
本事業での業務内容	現況のまま存置
建築図面の有無	無し
備 考	移転に係る作業については、市で別途、対応する。

(3) 建物番号③

施設名称	発掘作業所
構造等	木造2階建
延べ床面積	454.58 m ²
現況用途等	・1階:市の倉庫として使用 ・2 階:市の倉庫として使用
事業期間中の使用状況等	・1 階:事業着手前に移転予定 ・2 階:事業着手前に移転予定
本事業での業務内容	解体
建築図面の有無	無し
備 考	移転に係る作業については、市で別途、対応する。

(4) 建物番号④

施設名称	倉庫
構造等	軽量鉄骨造平屋建て(建物の高さは2階建て相当)
延べ床面積	362.92 m ²
現況用途等	市の倉庫として使用
事業期間中の使用状況等	事業着手前に移転予定

本事業での業務内容	解体
建築図面の有無	有り
備 考	移転に係る作業については、市で別途、対応する。

(5) 屋外環境

建設敷地内における、屋外環境及びその対応については、別紙「現況配置図」を参照のこと。なお、本事業の配置計画及び事業実施にあたり、下表についても考慮すること。

構造物名称	いぶき燈籠
構造等	石造(3つの部分により構成)
事業期間中の取扱い	別途、市で発注する業務において、建設敷地内に仮置きし、敷地内への本移転を予定している。
敷地内での移転場所及び移転時期	・移転場所については、実施設計において、市の担当課と協議の上、決定するが、敷地入口付近の支障とならない位置を想定している。 ・移転時期も上記と同様とする。
本事業の配置計画との関係	上記への移転を考慮して、事業全体のレイアウトを計画すること。
備 考	移転に係る作業については、市で別途、対応するが、事業者は、工程等市と協議の上、事業を進めること。

第4章 解体・撤去工事の要求水準

1 業務の範囲

事業者は、市で解体を想定している解体対象施設等の解体・撤去工事を行うこと。

なお、「解体対象施設等」については、別紙「解体・移転計画図」に赤字にて図示する対象物及び建物とする。なお、図面上に図示する以下についても、対象とすること。

- ・敷地内の屋外プレハブ倉庫 8 基
- ・オイルタンク 1 基(大きさ:1350×800×1600mm)
- ・その他残置物 一式

(1) 業務内容

- ① 「解体対象施設等」に示す建築物、解体する建物に付随する工作物(基礎、杭及び埋設配線・配管等を含む。)は全て撤去すること。
- ② 本要求水準書の第4章－1に記載する解体対象施設等以外で、校舎新設に支障となる対象物の撤去も含めること。

なお、当初想定されていなかった地下工作物等が発見された場合は市に報告し、協議すること。

- ③ 敷地内の既存 AS 舗装等(土間コンクリート打設してある部分はこれを含む)についても解体撤去処分すること。
- ④ 「解体対象施設」について、アスベスト含有調査を実施すること。
アスベストの含有が確認された場合は、この除去も含む。
アスベスト調査及び除去に伴い必要となる、協議、各種申請、手続き等の一切についても、事業者の負担で行うこと。
- ⑤ 必要に応じて、立木等の伐採、伐根処分を行うこと。
- ⑥ 解体対象施設内の物品については、市での別途発注による処分を予定しているが、当該委託業務との調整、協力を図ること。(敷地内への産廃用のコンテナを設置予定)
- ⑦ 解体対象施設内に残る大型物品等について、建物外の敷地内における市が指定する場所への搬出作業も行うこと。
- ⑧ 解体対象施設については、倉庫以外は、建築図面がないため、必要に応じて、現地で確認すること。
- ⑨ 解体建物に設置されている情報ネットワークや電気等各種配線についても、市の情報担当課と協議、現地確認に上、適切に処理を行うこと。
- ⑩ また、解体対象施設の既存上水道、下水道及び、ガス埋設管についても、市の上下水道局及びガス管理者、市担当者と協議の上、適切な措置及び手続を講じること。
- ⑪ 解体対象施設の解体後の窪地については、敷地内の既存建物の利用者の安全に十分配慮し、適切な通路等の確保を行うこと。また、校舎整備までに時間がある場合は、適切な仮囲い等の措置を講ずること。
- ⑫ 関係法令に基づき、適正な処理・再資源化を行うこと。

(2) 業務期間

解体対象施設の解体・撤去工事は、新設校舎の引渡し完了日に間に合い、新設校の供用開始に影響とならない範囲で、事業全体の工程を事業者の提案に基づき計画するものとする。

なお、解体対象施設の解体順序については、本要求水準書第3章 2 の各建物番号ごとの表に記載の内容を考慮し、全体工程短縮に向けた提案をすること。具体的な解体順序については、市と協議の上、決定する。

(3) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は、事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長が必要となった場合は、延長期間を含め市と事業者が協議して決定するものとする。

2 解体・撤去に係る要求水準

(1) 防音性、防振性、安全性への配慮

① 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞等について十分留意し、周辺環境保全に努めるとともに、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。

② 工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫(特に車両の交通障害・騒音・振動対策)を行うこと。

③ 仮設工事等

ア 適切な現場事務所、資材置き場等を確保し、火災、事故、盗難等に十分配慮し、管理を行うこと。また、仮設事務所、資材置き場等の設置、確保に係る費用については、事業者の負担とする。

イ 近隣の住居や安全性を十分担保した仮囲いを施すこと。

ウ 既存建物の市役所第二庁舎(建物番号②)のうち、1階の2部屋については、令和9年3月～4月頃の移転を予定しているため、それまでの期間は継続使用となる施設である。また、2階については、事業期間中も継続使用となる施設であること、また、建物A(建物番号①)は令和8年12月中旬まで使用予定であるため、これらの利用者用の通路を確保すること。

エ 市役所第二庁舎(建物番号②)は、埋蔵文化財の発掘作業場として使用しているため、大型物品の運搬が必要となる場合が想定される。その際には、事業者は運搬経路の確保等に協力すること。

オ 市役所第二庁舎(建物番号②)の1階2部屋については、令和9年3月～4月頃に敷地外へ移転予定であるため、移転に伴い必要となる仮設通路等を設置すること。詳細については、市と協議の上、決定する。

カ 建物A(建物番号①)の一部機能を令和8年12月中旬頃に市役所第二庁舎(建物番号②)へ移転する予定であるため、これに対応した仮設通路等を設置すること。詳細については、市と協議の上、決定する。

キ 事業期間中の利用施設及び移転施設については、第3章2の各建物番号ごとの表に記載のとおり。

ク 事業期間中、事業実施に必要な水道、電気等については、事業者において、仮設電源、水道等の対応を行うこと。なお、これに係る工事費、及び光熱水費については、事業者の負担とする。

(2) その他

① 関連法令を遵守し、関連条例、各種基準等を参照し適切な工事計画を策定すること。

② 事業者は、工事内容を近隣へ周知徹底して理解を得るように努めること。

- ③ 本施設及び近隣への対応について、事業者は市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ④ 工事は、週休 2 日を原則として行うこと。
- ⑤ 資材・工法等の選定に当たっては、できる限りグリーン調達を推進を図ること。
- ⑥ アスベスト含有部材の除去については、周囲への飛散等がないよう、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切な措置を講じ、安全かつ、適切に除去作業、処分を行うこと。

(3) 着手前業務

① 近隣調査・準備調査等

事業者は、着工に先立ち、近隣住民に対する工事内容の説明及び建設準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題があれば適切な処置を行うこと。

② 解体工事に必要となる各機関等との事前協議や申請、届出等の手続きについて、関係法令、法令適用基準に基づき、適切に実施すること。

③ 本事業は、JR新幹線高架橋及びしなの鉄道線路敷に隣接する工事となるため、事前に協議を行い、必要となる手続き、届出、施工方法の検討協議を行うこと。

また、解体工法及び手順については、当該施設や鉄道運行に支障とならないよう十分配慮した上で、全体事業工程にも配慮し、新設校の開校に支障とならない計画とすること。

④ 敷地内のガス配管、水道配管、下水道配管の状況について、各管理者に事前協議し、必要に応じて現場立会を求め、既設管を破損することがないように、適切な対応を行うこと。

また、不要な配管等についての栓止め等、必要となる工事についても、各管理者の指示に従い、適切に実施すること。その場合は、その内容を反映した完成図等を竣工時に提出すること。

⑤ 施工計画書等の提出

事業者は、解体・撤去の着手までに、市が指定する提出書類を提出し、市の承諾を得ること。なお、提出書類については、「別紙2 解体・撤去処分の提出書類一覧」に準拠するものとするが、詳細については、市と協議の上、決定する。

(4) 工事期間中の業務

① 各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、施工計画に従って、解体撤去工事を実施すること。

② 事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。

③ 事業者は、現場代理人を設置すること。

④ 事業者は、建設業法第 26 条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を専任させること。

⑤ 事業者は、工事期間中、市と協議して定める期限までに「月間工程表」及び「週間工程表」他、「別紙2 解体・撤去処分の提出書類一覧」に記載の提出書類を作成し、市に提出すること。

なお、市は、事業者が行う工程会議に立会うことができると共に、何時でも工事現場での施工の状況確認を行うことができるものとする。

⑥ 事業者は、本工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。市は当該検査又は試験に立会うことができるものとする。

⑦ 工事中における近隣住民や通行車両等への安全対策については万全を期すること。

⑧ 工事用車両の出入口には適切な人員の交通誘導員を配置すること。

⑨ 工事を円滑に推進できるように、市に必要な工事状況の説明を十分に行うこと。

⑩ 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対応を行うこと。

⑪ 周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、事業者の責めにおいて処理すること。また、工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意すると共に、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行うこと。

⑫ 工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意すると共に、万一発生した場合には、事業者の責めにおいて対応を行うこと。

⑬ 工事により支障となる場合は、用地境界について確認し、引照点をとり復元すること。

⑭ 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万が一に火災等により災害が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、適切な事後対応を実施すること。また、関係者の安全確保に努めること。

(5) 完成検査業務

① 完成検査及び完成図書の提出

ア 事業者は、解体・撤去工事が完了したときは、速やかに市に連絡の上、現地に於て市職員立会により、適正に工事が行われている旨の確認を受けること。

イ 完成検査の実施及び完成図書の提出については、特段必要となる場合を除き、校舎建設工事完了時に一括して実施、提出するものとする。

ウ 完成図書の提出書類については、「別紙2 解体・撤去処分の提出書類一覧」に準拠するものとし、詳細については、市と協議の上、決定する。

第 5 章 施設整備の要求水準

1 基本事項

(1) 校舎の規模と延べ床面積

延べ床面積800㎡以上とする。

本事業の提案上限額の範囲内において、全体のレイアウトを十分考慮して計画すること。

(2) 校舎の構造、階数等

- ① 鉄骨造または、軽量鉄骨造などの非木造
- ② 耐震安全性の分類構造体Ⅱ類(「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」による対象施設について「学校」とする)
- ③ 準耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3)
- ④ 新設校舎は、国庫負担金の交付を受けて整備を行う学校施設であるため、長期的に使用することを前提とした構造とすること。

(3) 必要教室と諸室

- ① 必要教室と各諸室の規模、要求水準については、「別表 必要教室、諸室の規模、条件等」を参照し、計画すること。なお、別表に記載の内容については、最低限の要求水準を明記したものであり、同水準及び同等以上で提案をすること。
- ② 別表の各教室、諸室の面積については、参考数値であるため、各教室、諸室の面積、規模については、校舎全体面積に収まる範囲内において、本要求水準及び事業提案上限額を考慮した上で業者による提案とする。
- ③ 各教室、諸室の規模、機能等については、業者提案を参考に、本業務の実施設計において、市と協議の上、最終決定するものとする。

2 新設校舎に求める要求水準

(1) 基本的事項

- ① 校舎建設に係る設計段階において、本要求水準書第 2 章－2「施設整備の基本方針」及び、別紙4「(仮称)上田市オーブンドアスクール」の「コンセプト」、「基本方針」、また、市が設置する「上田市オーブンドアスクール設置検討会議」の意見を十分反映したものとする。
- ② 学校の特性を考慮し、多様な世代、国籍の生徒が利用することを想定した空間とすること。
- ③ 多様な学びの場を提供することを念頭に「学校らしくない学校」をイメージした空間、設備、環境、機能とすること。

- ④ 通学する生徒の個々のニーズに対応するため、「通いたくなる学校」としての教育環境や機能、動線計画とすること。また、生徒の通学時間が一定でないため、その点も考慮したレイアウト、動線計画とすること。
- ⑤ 通学する生徒が、社会的に自立していく力を育む学びの環境とするため、地域との交流や社会との繋がりにも配慮した学習環境とすること。
- ⑥ 第5次上田市役所地球温暖化防止実行計画に基づくゼロカーボンの実現のため、「ZEB ready」以上の省エネ水準を目指した計画とすること。
- ⑦ バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した建物とすること。
- ⑧ JR新幹線の高架橋や、しなの鉄道の線路敷と隣接しているため、これらの騒音にも十分配慮し、適切な防音対策が施された教育環境とすること。

(2) 教室、各諸室に求める要素、機能等

① 基本的な考え方

ア 最低限整備すべき必要教室及び諸室等は、「別表 必要教室、諸室の規模、条件等」に記載のとおりであるが、業者提案においては、新設校舎の延べ床面積の範囲内において、最低限整備すべき必要教室を確保したうえで、新設校の特性及び本要求水準書、また、特に(1)基本的事項及び、3-(1)に記載する事項に十分配慮し、提案すること。

イ 新設校舎内に設置する教室、各諸室については、業者による提案内容を参考に本業務の実施設計において、市との協議により最終決定する。

② その他各室の施設整備計画にあたり、考慮、配慮すべき事項

ア 少人数や個別学習が可能な学習スペースを設けること。

イ 集団学習、グループ学習に対応した、可動式の間仕切りなどによる教室レイアウトが柔軟に変更可能なフレキシブルなスペースを計画すること。

ウ 教科学習が可能な特別教室としての機能を有する教室を計画すること。

エ 地域との交流活動や体験学習での利用を想定したスペースも計画すること。

オ 学びの多様化学校の生徒と夜間中学の生徒の合同授業も想定し、多世代・多文化交流のできるスペースを計画すること。

カ 生徒がリラックスし、くつろぐことができるスペースを計画すること。

キ 通学する生徒が1日の始まりと終わりのオンとオフの切り替えができるスペースについても配慮すること。

3 建築計画の要求水準

(1) 配置・平面及び動線計画

- ① 建物の配置、敷地内の土地利用計画にあたっては、既存存置建物(市役所第二庁舎:建物番号②)における現況機能を損なうことがないように配慮した計画とすること。

- ② 市役所第二庁舎(建物番号②)1階のうち、2部屋(①約 28 m²、②約 56 m²)は、新設校での使用も想定しているため、新設校舎との繋がりにも配慮した提案とすること。
- 詳細については、本事業の設計業務において、今後、市との協議により決定する。
- ③ 生徒や敷地利用者の安全及び利便性、快適性に十分配慮し、既存建物利用者の駐車場利用も考慮の上、全体の配置・動線計画を立てること。
- ④ 周辺地域住民の生活環境に十分に配慮を行い、プライバシー保護や騒音対策及び周辺への日影に配慮すること。
- ⑤ 人と車の動線を分離し、誰もが安心して利用できる安全な計画とすること。
- ⑥ 通学する生徒の特性に配慮した適切な動線計画を行うこと。
- ⑦ 新設校は、学びの多様化学校と夜間中学の2つの機能を有した学校となるため、別紙4「(仮称)上田市オープンドアスクール」の「コンセプト」、「基本方針」及び、本要求水準書 第2章－2「施設整備の基本方針」に沿った計画とすること。
- ⑧ 生徒の活動に教員の目が行き届きやすい動線計画に配慮すること。
- ⑨ 生徒が昇降口から登校し、教室に入るまでの前段として、1日の始まりの前に、ゆったりとした時間を過ごすことができるスペースを設けること。
- ⑩ 夜間中学の生徒が食事をとり、コミュニケーションを図ることができる空間も計画すること。上記⑨のスペースと兼用した計画でも可とする。
- ⑪ 上下足の履き替えは、玄関等で履き替えるものとする。
- ⑫ 建物のレイアウトについては、別紙「計画配置図(参考図)」を参照し、建設敷地内全体を有効活用した配置計画とすること。
- ⑬ 平面計画の構成に当たっては、各室の特性を把握し、利用者の利便性や動線、バリアフリー化、安全性、防災性(避難誘導の容易性等)、プライバシー確保、快適性等を考慮し適切に配置すること。
- ⑭ 原則として自然採光・自然換気を確保すること。また、「ZEB ready」以上の省エネ水準を目指した計画とすること。
- ⑮ 新設校舎内の教室及び各諸室のレイアウトの詳細については、「別表 必要教室、諸室の規模、条件等」を最低限確保したうえで、事業者の提案内容を基に、本事業の設計業務において、今後、市と協議により決定する。
- ⑯ 建設敷地内に現存する燈籠の移設を予定しているため、敷地内における校舎整備の全体レイアウト計画にあたっては、第3章－2及び別紙「計画配置図(参考図)」を参照し、計画すること。

(2) 仕上げ計画

以下に示す要求水準を満たした提案とし、業務内の実施設計において、市と協議の上、最終決定するものとする。

① 基本・共通事項

- ア 建築材料等は、信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保すること。
- イ 清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮した計画とすること。
- ウ 仕上げ材は、用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとし、長寿命で耐久性に優れ、かつ、清掃・補修等がしやすい等、維持管理に配慮したものを選定すること。
- エ 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とすること。
- オ 使用する材料は、化学物質濃度の低減等、利用者の健康と安全に配慮するとともに、施設改修時、解体時に環境汚染を引き起こさないよう十分留意すること。
- カ 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に十分配慮すること。
- キ 使用する材料は、シックハウス対策として揮発性有機化合物を含まない材料(JIS・JAS規格の「F☆☆☆☆(エフフォースター)」)を採用すること。

② 基礎、構造等

- ア 地質・地盤調査を実施し、その結果を踏まえ、適切な基礎の構造を検討すること。
なお、柱状改良(10m程度)については、本工事に含むものとする。
- イ 地盤調査により、上記ア以上の補強等の対策、対応が必要となった場合は、事前に市と協議すること。
- ウ 本体工事におけるコンクリート強度は設計強度(21N/m²)以上とする。
- エ 床の積載荷重は、建築基準法による。
- オ 鉄骨造または、軽量鉄骨造等の非木造

③ 外部仕上げ

- ア 防火上必要な仕上げ材及び構造躯体の保護を考慮したものをを用いること。
- イ 外壁、屋根及び床材は、表面結露、内部結露を発生しないよう適切な断熱性能を有する材料とすること。
- ウ 床下の防湿及び必要となる場合は、防蟻措置を講ずること。
- エ 屋根
カラーガルバリウム鋼板 $t=0.6$ 、二重折板断熱工法とする。
- オ 外壁
 - ・窯業系サイディングボード $t=16\text{mm}$ 以上
 - ・透湿防水シート、グラスウール $t=50$ 程度とし、断熱性能を担保すること。
 - ・外壁パネル枠:鋼製胴縁(不燃材)
 - ・シーリング:外壁メーカー標準仕様品
 - ・外壁色:学校らしくない学校とするため、市と協議の上、決定すること。

・敷地南側のJR新幹線の高架橋及びしなの鉄道の線路敷に隣接する部分については、防音対策を講じた仕様とすること。

カ 鉄骨部

錆止め塗装を施すこと。建築工事標準仕様書を適用すること。

キ 庇

ガルバリウム鋼板 $t=0.5$ 以上

ク 樋

耐久性、維持管理を考慮した仕様とすること。

ケ その他

上記に記載のない事項については、耐久性、経済性を考慮して適切に計画するとともに、市と協議の上、実施設計において、決定すること。

④ 内部仕上げ

ア 各室の用途、機能に応じて、長寿命で耐久性に優れ、清掃、補修及び点検がしやすく、維持管理に十分配慮した材料、工法を選定すること。

イ 建築基準法や各種法令に従った仕上げとすること。

ウ 教室の床は、特段指定のない場合は、長尺塩ビシート仕上げ($t=2\text{mm}$ 程度)とする。

エ 特別教室 1・2、職員室及びオープンスペースについては、レイアウト変更が容易に対応できる床仕上げとすること。

オ 教室及び各諸室の天井高は、2,700mm を確保すること。

カ 壁材は、教室の用途に応じた仕上げとし、業者による提案とする。

また、建物南側のJR新幹線の高架橋及びしなの鉄道の線路敷に隣接する部分については、防音対策を講じた仕様とすること。

キ 水回りの仕上げ材料には、湿気に強いものを選定すること。

ク 特別教室1及び2については、理科の実験、調理、美術等の授業を想定した仕上げ仕様とすること。

ケ 表面結露、内部結露を発生しないよう適切な断熱性能を有する材料とすること。

コ 内装材は、利用する生徒がリラックスできる落ち着いた色彩及び、学校らしくない色彩を基本として計画すること。色味については、市と協議の上、最終決定すること。

サ 校舎内のピクトサインについては、ユニバーサルデザインに配慮し、多言語(日本語・英語または、やさしい日本語)に対応した表記とすること。

採用する言語や表記については、市と協議の上、最終決定する。

シ 同一面で内装仕上げが異なる部分には見切り材を設けること。

ス 校舎玄関に校名札を設置すること。仕様については、業者提案によるものとするが、市と協議の上、最終決定する。

(3) 開口部、サッシ及び建具等

- ① 各室において、適切に開口部を設置すること。
- ② ガラスはすべて強化ガラス、LOW-E ガラスとし、生徒が使用する各室については、外部からの視線に配慮した仕様とすること。仕様については、業者提案とし、詳細は、市と協議の上、最終決定する。
- ③ 各室の窓には、窓用カーテンを設置すること。
なお、カーテンは、外部からの視線に配慮した遮光性が確保されたものとする。
- ④ 各室の窓には、網戸を設けること。ステンレス製が望ましい。
- ⑤ 各種建具は、各室の使用状況に応じた性能を有し、数量、開口部の寸法、開き勝手などの仕様は、使用目的、安全性等を考慮し計画すること。
- ⑥ 建具の鍵はマスターキーシステム方式とし、マスターキーのグルーピング、予備マスター、本数の確保など建物管理に配慮して計画すること。
上記の詳細については、市と協議の上、実施設計において最終決定する。
- ⑦ 建具の仕上げは、周囲の壁仕上げ、色彩等と整合させるものとする。

(4) 備品その他について

- ① 基本事項
 - ア 「別表 必要教室、諸室の規模、条件等」に記載の備品を整備すること。
 - イ 備品設置にあたっては、必要な転倒防止措置を講じること。
- ② 掲示板
 - ア 昇降口前の廊下及びその他廊下にできるだけ掲示スペース計画し、これに係る掲示板を設置すること。(掲示板大きさ 高さ:80 cm程度を想定)
 - イ オープンスペースにも地域との交流、学びの多様化学校と夜間中学の生徒の交流を目的とし、掲示板を多く計画すること。(掲示板の大きさ 高さ:80 cm程度を想定)
- ③ 室名板
各教室、諸室の入口には室名板を設置すること。室名板等、ピクトサインについては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに多言語(日本語・英語、または、やさしい日本語、ルビなど)に対応した表記とすること。
なお、詳細仕様、対応言語等については、業者提案を参考に、設計業務において、市と協議の上、決定する。
- ④ 校名板
玄関前に校名板を設置すること。サイズ、材質等の仕様については、業者提案とするが、市と協議により最終決定する。
- ⑤ カーテン
 - ア 各室の窓にカーテン及びカーテンレールを設置すること。

イ カーテンは、外部の視線に配慮し、遮光性が確保されたものを計画すること。

ウ その他、「別表 必要教室、諸室の規模、条件等」に記載の箇所についても設置すること。

⑥ その他

学校運営上、必要となる備品の設置についても提案すること。

(5) 防災安全計画

- ① 不審者の侵入防止、生徒のけが・転落の防止等、生徒の安全を確保する計画とすること。
- ② 室内に整備する機器等が地震の振動により転倒しないよう配慮すること。
- ③ 災害時には、容易かつ安全に避難することができる計画とすること。
- ④ 避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
- ⑤ 避難経路となる床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように施工すること。
- ⑥ 適切な避難のために必要となる避難器具を整備すること。また、避難口に設ける戸は、原則外開きとし、開放した際、廊下等の有効幅員を狭めないような構造にも配慮すること。
- ⑦ 避難口に設ける戸は、非常時に屋内から鍵等を用いることなく容易に解錠できる構造にも配慮すること。また屋外からは、入室出来ない構造にも配慮すること。
- ⑧ 建具等のガラスについては原則として強化ガラスとするなど人体衝突にも配慮した計画とすること。
- ⑨ 建築物内外について、緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。なお、緊急車両の通行部分における、庇等の高さに注意すること。
- ⑩ 人の触れる部分の間仕切壁については、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。

(6) バリアフリー計画

- ① 学校の特性を考慮し、多様な生徒の利用を想定して、だれでも利用しやすいようにサイン等も含め、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ② 施設計画全体を通じて、福祉関係法令及び条例など関係法令に遵守し、バリアフリーに十分配慮した計画とすること。
- ③ 校舎内外には極力段差を設けず、通路部分には、十分な幅員の確保と、転倒防止用の手摺を適切に設置すること。

(7) 環境計画

- ① 文部科学省の推進するエコスクールの概念を参考に、施設面・運営面・教育面から環境に配慮した施設を整備すること。

- ② 施設整備から学校運営、将来の施設解体に至るまで、省エネルギー、廃棄物発生抑制等に配慮し、環境負荷低減技術の導入など環境保全に寄与できる施設計画とすること。
- ③ 二酸化炭素排出量に関しては、建物のライフサイクルに渡って削減に努めること。
- ④ 自然換気などの採用やエネルギー効率や環境負荷にも配慮し、維持管理経費節減にも考慮した計画とすること。
- ⑤ 廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用を促進する資源循環型社会の構築に向けて、建設工事においてもリサイクル資材の活用を配慮すること。
- ⑥ 設計、建設においては、ノンアスベスト材料を使用すること。
- ⑦ 第5次上田市役所地球温暖化防止実行計画に基づくゼロカーボンの実現のため、「ZEB ready」以上の省エネ水準を目指した計画とすること。

(8) 建物の長寿命化

- ① 新設校舎は、国庫補助金を活用して整備を行う予定であるため、長期の建築物利用を前提とし、また、長期修繕計画に基づいたLCC(ライフサイクルコスト)低減効果の高い施設とすること。
- ② 大規模修繕工事が最小限となるよう、建築・設備の更新、修繕の容易性に配慮した施設計画とすること。
- ③ 学校ニーズの変化や将来の情報通信技術等への対応が容易な計画とすること。

4 構造計画の要求水準

(1) 基本方針

- ① 本業務において、地盤調査を実施すること。その結果をもとに建築基準法等により構造計算を行い構造耐力上支障がないことを確認すること。また、仕口等詳細部分についても安全を確認のうえ製作図を作成し施工すること。
- ② 基礎構造については設計時に地盤状況を確認し、必要に応じて杭工事や地盤改良工事を行うこと。また、JR等との協議を行い、隣接する高架橋や鉄道及び隣接地に支障とならない適切な構造とすること。
- ③ 構造安全性の目標
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。
ア 構造体 II類
イ 建築非構造部材 A類
ウ 建築設備 乙類

(2) 構造設計条件

- ① 積載荷重

建築基準法施行令に準ずる。

② 積雪荷重

特定行政庁の建築基準法施行細則に準ずるものとする。

③ 地耐力

本業務において、地盤調査を実施し、その結果が標準の基準に収まらない場合は、市と協議を行うこと。

5 電気設備計画の要求水準

5-1 電気引込計画及び受電設備

(1) 基本方針

① 事業者は、新設校舎の整備にあたり、事業期間中、継続使用となる既存建物における電気系統に影響を与えないよう、敷地外からの新規引込または、敷地内の既存施設からの分岐など、引込方法については、中部電力と協議の上、設計、施工を行うこと。

② 新設校舎の受電方式の検討においては、新設校舎における空調、照明、換気、ICT 機器、その他想定される全ての電気負荷を精緻に積み上げ、実際の学校運用における適切な需要率(負荷の同時使用割合)を考慮した「最大電力(kW)」を算定すること。

想定される最大電力負荷(電気容量)を精緻に算定した上で、高圧受電設備(キュービクル等)を新設すべきか、あるいは低圧受電(単相・三相等)とするか等の受電方式について、経済性・保守管理性・将来の拡張性を総合的に考慮して比較検討し、市に最適なシステムを提案・設計すること。

③ 新設校舎の所有権移転後における電気料金(基本料金、使用電力量料金)は、市が負担することに鑑み、事業者は長期的なランニングコストを最小化する経済的かつ適正な規模の設備計画を行うこと。

④ 新設校舎における電気需給契約(メーター)は、既存市役所第二庁舎(建物番号②)が使用する契約と独立した別契約(別メーター)としての設置を想定しているため、この計画について、中部電力と協議すること。

⑤ 新設校舎の受電および運用に必要な電気の新規引込申し込み、需給契約の申請、及び付随する一切の諸手続き、協議、届出等が必要となる場合は、事業者の責任と費用においてこれを代行・遂行すること。

⑥ 上記の場合、電気需給契約における契約者名義は「上田市」とする。事業者は、新設校舎引渡しに先立ち、市が引渡し後速やかに電気料金の支払いを直接行えるよう、契約締結の手続きを完了させ、市へ遅滞なく引き継ぐこと。

なお、契約、申請手続きにあたっては、事前に市と協議の上、行うこと。

(2) 費用負担

- ① 新設校舎への電気引込工事に伴い、必要となる場合については、一般送配電事業者への工事負担金(内線工事負担金、各種工事費、申請手続きに係る費用を含む)及び資機材費等は、すべて事業者の負担(提案価格に含む)とする。
- ② 校舎建物の竣工及び市への所有権移転までにかかる電気の受電契約手続き及び、試運転等、発生する一切の電気料金は、事業者の責任と費用負担において行うものとする。
- ③ 引渡し日以降に発生する電気料金(基本料金及び使用料金)は、市の負担とする。

(3) 工事期間中の既存施設機能維持について

- ① 事業者は、敷地内の解体工事及び新設校舎建設工事の期間中、市役所第二庁舎(建物番号②)及び建物 A(建物番号①)の電気・通信機能が停止しないよう実施すること。
- ② 工事の進捗上、やむを得ず既存の配線・配管ルート of 切り回しや仮設対応が発生する場合の設計・施工費用はすべて事業者の負担とする。
- ③ 停電を伴う切り替え作業(瞬時停電等を含む)が発生する場合は、事前に本市および該当部署と工程・影響範囲について十分な協議を行い、承諾を得ること。また、当該作業は施設の運用に支障をきたさない曜日・時間帯(夜間、休日等)に行うものとし、これに伴う費用はすべて事業者の負担とする。

5-2 電話回線の引込計画に係る要求水準

(1) 基本方針

- ① 新設校舎では、電話回線及びFAX回線を各 1 回線、新規に開設を行うこと。
回線は、NTTの光回線を想定しており、今後アナログ回線が廃止となることを想定して計画すること。
- ② 本工事で整備する電話・FAX 用の通信系統は、敷地内の市役所第二庁舎(建物番号②)の回線とは独立した系統として構築すること。
- ③ 事業者は、電話・FAX 用光回線の導入にあたり、NTT への事前相談、現地調査依頼、利用申込、開通日の調整等、一切の申請手続きを市の代行(委任)として行うこと。
回線契約の名義は「上田市」とする。申請、手続きにあたっては、事前に市と協議の上、行うこと。
- ④ 回線開通のタイミングについては、新設校舎の引き渡し予定日までに、NTT による屋外引込工事および校内配線工事を完了させ、通信事業者(NTT)による回線の開通(開通テストの完了)を完了させておくこと。回線の開通日は、引渡し日の直前となるよう、市と協議の上、調整、決定すること。

(2) 費用負担

- ① NTTによる屋外引込工事費や初期費用、敷地内の配管・配線費、配線盤等の機器設置費、開通テスト費用一式(初期費用)については、本事業に含まれるものとする。
- ② 市への引渡し以降に発生する回線基本料金、通話料及び通信料については、市の負担とする。

5-3 電気設備

(1) 共通事項

- ① 省エネ計画、事業期間中の維持管理コストの縮減、に配慮すること。
- ② 各設備機器は、高効率機器及び省エネルギー制御を採用し、快適性、耐久性、耐震性、操作性に優れたものとし、長寿命、維持管理・更新の容易性に配慮すること。
- ③ 各設備機器等の交換・保守部品は、容易に入手が可能なものとする。
- ④ 各設備機器は、更新時などの搬入、搬出及び騒音、振動などに配慮した配置とすること。
- ⑤ 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築設備の耐震安全性の分類は乙類以上とする。
- ⑥ 整備する機器及び設備については、施工図、機器納入図、カタログ等で事前に市と協議のうえ施工すること。

(2) 動力設備

- ① 動力分電盤以降の動力機器に至る配管、配線、配線器具及び動力接続までの一式を含めること。
- ② 運転操作は手元盤で行えるように計画し、安全を確保すること。
- ③ 電動機の過負荷、欠相の保護及び漏電による感電防止に留意すること。
- ④ 制御盤を屋外等における水又は蒸気の侵入する恐れのある場所に設ける場合は防水・防湿・防錆に配慮し、漏電事故の恐れのない安全性の高いものとする。
- ⑤ 各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の設置、配管配線、幹線配管配線等を行うものとする。
- ⑥ 動力制御盤は、適切な位置に設置すること。
- ⑦ 各機器の近くで電源を入り切りできる等、メンテナンス時の安全性に配慮すること。
- ⑧ 水がかかる等漏電の恐れのある負荷には漏電遮断器を設けること。
- ⑨ 将来の幹線増設がし易いこと、及び増設スペースを見込むこと。
- ⑩ ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。
- ⑪ 屋外配管については、埋設配管及びハンドホール設置など適切な計画とすること。

(3) 電灯・電源設備・コンセント設備

- ① 電灯分電盤以降の配管、配線、器具及び配線器具の取付け及び電灯機器への配線接続までの一式を行うものとする。
- ② 照明器具の設置は、建物内、玄関回り、屋外建物回りの防犯対策上必要となる箇所に必要数設置するものとする。また、敷地内の駐車場部に外灯を設置すること。
また、屋外照明については、近隣への光害に十分配慮した計画とすること。
なお、設置位置、数量については、必要な数量を適切に設置することとし、設計業務において、市と協議の上、最終決定する。
- ③ 最新の学校環境衛生基準に基づき適切な照度を確保すること。
- ④ スイッチは、各室に設置し、消し忘れ防止のため職員室にて集中管理ができるよう計画すること。
- ⑤ 非常照明、誘導灯(共にバッテリー内蔵型)は関連法規等に基づき設置すること。
- ⑥ トイレ等に関しては、人感センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。
- ⑦ 照度センサー等により昼間の消費電力を低減する工夫も検討すること。
- ⑧ 防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。近隣への光害に十分配慮した計画とすること。なお、点滅方式及び設置箇所等については、設計業務において、市と協議の上、決定する。
- ⑨ 照明器具は LED 照明とし、環境配慮型照明器具の採用に十分配慮するとともに、ちらつきやグレアのない器具計画とすること。
- ⑩ コンセントは、各室の用途及び清掃、電気器具の利用を考慮し、用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に配置計画すること。設置位置、高さ、数量については、設計業務において、市と協議の上、最終決定する。
- ⑪ 職員室のコンセントは、各職員が自席で使用できる設備を計画すること。
また、冷蔵庫設置諸室については、利用を見越した適切な電源コンセントを計画すること。
- ⑫ 普通教室、オープンスペース、特別教室などの各学習に応じた適切なコンセント、電源設備を設けること。
- ⑬ 器具は、各室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。省エネルギーに配慮し、メンテナンスの容易なものとする。
- ⑭ 水がかかる等、漏電の恐れのある負荷には漏電遮断器等適切措置を講じること。
- ⑮ 照明器具及びコンセントの設置位置、及び弱電機器の選定は、設計業務において、カタログ等により市と協議の上、決定するものとする。

(4) 放送設備

- ① 学校内の一般用に供する放送設備一式を構築するものとする。

- ② 各室に放送スピーカー等を設置し、必要となる配管配線及び機器設置工事を行うこと。
- ③ 職員室から校内の各教室及び諸室にマイクによる放送ができるようにすること。
- ④ 校内にチャイム設備を設けること。
- ⑤ 職員室にプログラムタイマーを設置し、チャイムと連動させるよう計画すること。
- ⑥ 放送設備は、消防法に定める非常放送設備とすること。
- ⑦ 市役所第二庁舎(建物番号②)の1階、2教室について、新設校での使用を想定していることから、この教室との連動も想定し、必要となる工事を行うこと。

(5) 電話設備

- ① 電話及びFAX用が使用できるシステムを構築し、これにかかる設備、配線、機器設置工事一式を計画すること。
- ② 内線電話は、各室(ロッカー、トイレ以外)に設けること。また、市役所第二庁舎(建物番号②)の1階、2教室について、新設校での使用を想定しているため、この教室との連動についても計画すること。
- ③ 外線電話は、職員室及び保健室での使用を想定しているため、必要な整備を行うこと。
なお、FAXについては、職員室での利用を想定し、計画すること。
- ④ 多機能電話機の設置数量については、5台程度(職員室:4台、保健室:1台)を想定しているが、市と協議の上、決定すること。

(6) テレビ共聴設備

地上デジタル放送が共聴できる設備を設け、これに必要となる配線、機器、設備の整備について計画すること。なお、現状、テレビの視聴は、職員室を想定しているが、最終的な視聴箇所については、市と協議の上、決定すること。

(7) 構内情報通信(ネットワーク)設備

① 整備が必要なネットワーク環境

現行、新設校舎での使用を想定しているネットワーク環境は以下に記載するアからオまでのとおりである。ただし、以下に記載の「エ 図書館系ネットワーク」については、今後、市と協議の上、整備について検討すること。

ア 情報系ネットワーク(利用対象:学校事務職員)

イ 学校校務系ネットワーク(利用対象:学校教職員)

ウ 学校学習系ネットワーク(利用対象:生徒)

エ 図書館系ネットワーク(利用対象:学校教職員、生徒)

② 共通事項

ア 以下の③に示すとおり、ネットワーク環境の整備については、敷地内の市役所第二庁舎（建物番号②）に配備されている配線盤からの分岐を想定しているが、詳細については、市の情報システム担当課と打合せ、協議の上、本業務の実施設計において、市の環境に適合したネットワークを構築すること。

イ 原則、各室全てに LAN 等の通信設備が利用できるように、LAN及びネットワーク環境整備に係る配管、配線、ハブ、アクセスポイント、接続端子の設置等、必要な整備を行うこと。

ウ 校舎全体で無線 LAN サービス(Wi-Fi)が利用できる環境を整備すること。

エ LAN の導入方式は、市の条例、セキュリティポリシー等の規定に基づき、個人情報の情報漏洩防止等に配慮して決定すること。

オ 電波が届かないエリアやアクセスポイント同士の電波干渉が生じないように配慮し、良好なネットワーク環境を構築すること。

カ アクセスポイントは使用人数や建物環境を考慮し、学習や学校運営に支障とならない必要数の機器と配線を設置すること。

キ アクセスポイントの設置場所については、市と協議の上、決定すること。

ク アクセスポイントの機器については、最新の基準に適合するものとし、使用人数等に見合ったものとする。また、機器の予備分も計画すること。なお、必要数量については、市との協議により決定する。

ケ 文部科学省のGIGAスクール構想の最新基準に適合した通信スピード等、ネットワーク環境を整備すること。

コ 将来的に ICT 設備の導入が行われることを想定し、配線等の増設余地を考慮すること。

③ ネットワーク整備

ア 上記(7)－①に記載のアからエのネットワーク整備については、上記②－アに示すとおり、市役所第二庁舎(建物番号②)に設置されている既存のネットワーク環境(配電盤)から新設校舎への分岐を想定している。

イ 具体的な整備方法については、市の情報担当課との協議及び現地調査の上、必要となる仕様を盛り込み、本業務の実施設計において計画を行うこと。

ウ 市役所第二庁舎(建物番号②)の1階、2教室へのネットワーク整備については、市と協議の上、決定すること。

(8) インターホン、防犯カメラ設備

ア 玄関にカメラ付きドアホンを設置すること。なお、室内モニターを職員室内の事務室スペースに設置すること。

イ 仕様については、学校での使用を想定した機能を設けること。機器の仕様、設置場所については、実施設計において、市と協議により決定する。

(9) 時計設備

各教室、諸室に壁掛けの電気時計を設置すること。時計は、チャイムと連動した仕様とすること。

(10) 機械警備設備

- ① 夜間及び休日等、本施設が無人的となる時間帯において適切に警備が行えるよう、機械警備設備を整備すること。
- ② 職員室、保健室、特別教室 1・2 にセンサー等を設置することを想定している。その他管理上必要となる箇所への設置も検討すること。
- ③ 本業務で実施する維持管理業務における機械警備業務が適切に遂行できるよう、必要な機器、配線、設備を構築すること。

6 機械設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ① 環境保全、環境負荷低減を重視し、第 5 次上田市役所地球温暖化防止実行計画に基づくゼロカーボンの実現のため、「ZEB ready」以上の省エネ水準を目指した計画とすること。
- ② 更新、メンテナンスの容易性を考慮した計画とすること。
- ③ 地震・風水害・断水・停電等の災害を考慮した計画とすること。
- ④ 給排水設備の配管等は、設備点検のしやすさを考慮した広さと機器設置を行うこと。
- ⑤ 整備する機器の負荷や容量などは、建築設備設計基準に基づき算定すること。
- ⑥ バルブ、各種盤などの機器や機材は、操作や維持管理がしやすいものとする。
- ⑦ 天井内に設置する場合には、点検口を設置するなど容易に管理ができるよう考慮すること。
- ⑧ 天井設置機器や器具などは、落下防止措置及び耐震措置を行うこと。
- ⑨ 給排水設備、空調設備及び衛生器具などについては、各教室及び、諸室環境に応じた適切な結露防止、防カビ対策を行うこと。
- ⑩ 室内に設置される機器や器具は、機能的であるとともに、内装デザインと整合するよう配慮すること。

(2) 給水給湯設備

給排水設備工事の実施設計における性能基準及び性能技術基準は、原則として「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 公告時点最新版)」に準拠すること。

- ① 給水接続は、新設校舎建設敷地内の既存市営水道給水管からの分岐を想定している。計画にあたっては、事前に市上下水道局と協議の上、整備を行うこと。
- ② 給水装置工事に係る事前協議、申請、検査に係る一切の業務を行うこと。手続に要する費用及び申請事務費、水道加入金が必要な場合、これに係る費用は事業者が負担するものとする。
- ③ 給水設備の工事は、上田市給水装置工事・排水設備工事施行基準に基づき、施工は「指定給水装置工事事業者」が行うものとする。
- ④ 給水方式の選定については、新設校舎の利用人数を考慮し、衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。また、給水負荷変動に考慮した計画とすること。
- ⑤ 受水槽を設置する場合は、感震器連動の緊急遮断弁及び給水栓を設けること。
- ⑥ 給水、給湯設備の整備を想定している教室及び諸室については、「別表 必要教室、諸室の規模、条件等」に記載のとおりとする。
その他、必要と見込まれる諸室等への設置についての業者提案も可とする。
- ⑦ 給湯設備における給湯方式については、効率的かつ経済的な手法とし、事業者の提案による。

(3) 排水設備

- ① 汚水排水の接続は、新設校舎建設敷地内の既存汚水桝への接続を想定しているが、新校舎の計画排水量等考慮し、市上下水道局と協議、相談の上、効率的な方法により公共下水道へ接続すること。
- ② 協議により、新規に公道からの引込やポンプアップが必要となる場合については、市と協議すること。
- ③ 排水工事の事前協議、申請、検査に係る一切の業務を行うこと。また、これに係る費用については、事業者の負担とする。
- ④ 汚水・排水管の必要な箇所には有効な通気管を設けること。
- ⑤ 汚水・排水設備の工事は、上田市下水道条例に基づく、「上田市排水設備工事施行基準」に基づき設計を行い、施工は「下水道指定工事店」が行うものとする。

(4) 雨水排水設備

- ① 建物の竖樋からの雨水排水については、屋外に集水桝を適切に配置し、排水処理を行うこと。
- ② 校舎建設敷地は、特定都市河川流域に指定されているため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく、雨水浸透阻害行為の許可が必要となることが想定される。雨水処理及び排水計画にあたっては、県と事前協議の上、関係法令に基づいた適切な排水処理計画を行うこと。

(5) 衛生設備

- ① 衛生的で使いやすく、省エネルギー、省資源に配慮した器具を採用すること。
- ② 手洗いは自動水栓を採用し、小便器は個別自動洗浄小便器を使用する等、省エネルギー、省資源に配慮した器具を採用すること。
- ③ 大便器は温水洗浄機能付き洋式便器を基本とする。
- ④ 衛生器具の設置数は、「別表 必要教室、諸室の規模、条件等」に記載のとおりとする。
- ⑤ トイレの清掃を考慮し、掃除用流しを設けること。
- ⑥ 男女ともトイレブースに擬音装置及び2連紙巻き器を設置すること。
- ⑦ 衛生陶器は汚れが付きにくく、清掃しやすい表面処理をしたものとする。
- ⑧ 小便器は原則として壁掛け型とすること。
- ⑨ ユニバーサルデザインに配慮し、手すりなど適切な設備等を整備すること。
- ⑩ 多目的トイレには、呼出装置を設置し、通報先は職員室とすること。

また、オストメイトトイレやその他一般的に必要な設備を計画したユニバーサルデザインに配慮したものとする。

(6) ガス設備

- ① ガス配管の接続については、建設敷地内における上田ガスの既設供給管からの分岐を想定しているが、引込方法については、事前にガス管理者と協議の上、適切な工事を行うこと。また、引込に係る負担金、諸費用等については本業務の範囲内とする。
- ② 工事の施工については、ガス管理者の指示に従い、法律に基づき、適切な有資格者が実施すること。
- ③ ガス設備を整備する教室については、「別表 必要教室、諸室の規模、条件等」に記載のとおりとする。
- ④ ガス緊急遮断弁を設置すること。
- ⑤ ガスを使用する教室、諸室にはガス漏れ検知器を設置し、受信機を職員室に設置すること。当該機器の仕様及び設置箇所等については、業者提案とし、市と協議により最終決定する。

(7) 空調設備

空調設備工事の実施設計における性能基準及び性能技術基準は、原則として「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 公告時点最新版)」及び学校環境衛生基準を準拠すること。

- ① 用途別の十分なゾーニング、換気性能の良さ、安全性・堅牢性、改修容易性、低コスト、省エネルギーに留意した計画とすること。

- ② 空調方式及び熱源については、上記6-(1)に記載のとおり省エネ水準の達成を考慮し、比較検討を行うこと。
- ③ 空調設備は、各教室及び諸室に適切な容量の機器を設置すること。
なお、可動間仕切り等により区画される空間においても、各部屋ごとにそれぞれ機器を配置するよう検討すること。
- ④ 空調設備は、生徒の学習環境への影響が無いよう、騒音に十分配慮した機器を選定し、屋外機の設置場所等にも十分配慮すること。
- ⑤ 空調の運転停止及び温度制御は、各室で行えるようにすること。

(8) 換気設備

- ① 換気の基準は、学校環境衛生基準及び建築物環境衛生管理基準を適用すること。
- ② 各室の用途に応じて適切な換気方式とし、各室ごとに制御すること。
- ③ シックハウス対策に配慮した換気計画とすること。
- ④ 省エネルギー性を考慮し空調換気扇の設置を検討すること。また、可能な限り自然換気を行えるよう計画すること。
- ⑤ 感染症対策にも配慮した換気方法も検討すること。

7 外構整備計画の要求水準

(1) 駐車場・アプローチ整備

- ① 敷地全体を有効活用し30台分程度の駐車場を確保するよう計画すること。
なお、上記に限らず地域との交流活動での利用等も想定し、可能な限り多くの台数を確保することが望ましい。
- ② 駐車場はアスファルト舗装とし、駐車区画線を設置すること。
舗装の仕様は、美観及び耐久性・防滑性に配慮した計画とすること。なお、上記6-(4)-②との関連も想定されるため、詳細は、設計業務において、市と協議により最終決定する。
- ③ 「長野県の福祉のまちづくり条例」および国のバリアフリー基準に基づき、必要となる車いす使用者専用駐車スペースを新設校舎の玄関近くに確保すること。
- ④ 敷地内外の歩行者の安全が図られるよう人と車の動線には十分配慮し、アプローチを計画すること。仕様等については、提案上限額の範囲において、事業者の提案による。

(2) 駐輪場

- ① 敷地内に15台程度の駐輪場を設置すること。
- ② 駐輪場には、風雨をしのげる屋根及び、外灯を設置すること。
- ③ 素材については、長期的な利用を見越した耐久性が担保された仕様とすること。
- ④ サイクルラックの設置については、業者提案とする。

(3) 外灯、門扉

- ① 市道からの出入口箇所に門扉を計画すること。
- ② 駐車場内に外灯を設置すること。
 - ア 外灯は、夜間中学の生徒利用や防犯性等考慮し、動線計画も考慮し、敷地内に設置すること。
 - イ また、十分な照度を確保するとともに、夜間における周辺の住居への光害にも配慮して、適切に配置計画を行うこと。
 - ウ 耐久性があり、堅固で錆等が発生しない仕様とすること。
- ③ 門扉については、軽量で耐久性があり、錆等が発生しない堅固な仕様とし、施錠ができる機能を持たせること。
- ④ 外灯、門扉とも、設置場所、仕様等の詳細については、実施設計において、市と協議により最終決定するものとする。

(4) 植栽等屋外環境の整備

- ① 敷地内を有効活用し、校舎の周囲に花壇、植栽、学校菜園を設置すること。
 - ア 学校や生徒の特性、施設整備に係る基本事項を考慮し、生徒の屋外での活動や地域と交流活動も考慮して、計画すること。
 - イ 設置場所、規模については、周辺環境との調和、維持管理の効率性等も考慮し提案すること。詳細については、本業務の実施設計において、市と協議の上、決定する。
 - ウ 管理上必要となる散水設備を適宜設置すること。設置箇所、数量は、花壇、植栽、学校菜園のレイアウトや利用を考慮した計画とする。

また、利用形態に応じて、必要により排水用簡易流しも計画すること。
- エ 植栽、花壇、学校菜園の考え方
 - ・植栽は、低木で管理しやすいものを数か所配置すること。
 - ・花壇は、生徒が作業を行うことができるためのスペースと植土を整備すること。
 - ・学校菜園は、スペースと畑土を整備すること。

(5) 物置の設置

- ① 敷地内に屋外物置(2700mm×1800mm程度)を2か所設置すること。仕様については、一般的な学校における屋外倉庫としての使用を想定し、施錠のできるものとする。
- ② 設置場所については、敷地の有効活用の観点を考慮するとともに、生徒の学習や学校運営に支障とならない箇所へ計画すること。

(6) 外周フェンスの整備

- ① 共通事項

各フェンスの設置想定位置については、別紙「計画配置図(参考図)」に示す。

計画にあたっては、現地を確認の上、目的に応じた適切な整備を行うこと。

② 整備フェンスの概要

ア 外周フェンス①

・JR新幹線の高架橋及びしなの鉄道線路敷に隣接する南側の敷地面の全面に設置すること。

・生徒が線路敷に立ち入ることがないよう安全性を十分確保した、高さ2m程度で、人がよじ登ることができない仕様とすること。

・また、生徒の特性に配慮し、閉鎖的にならない仕様とすること。

イ 外周フェンス②

・管理上の観点から、隣地との境界に高さ1.5m程度のフェンスを設置すること。

ウ 外周フェンス③

・隣接する近隣住居へのプライバシー配慮の観点から、高さ1.8m程度の目隠しフェンスを設置すること。

第 6 章 設計業務の要求水準

1 業務概要

(1) 基本事項

- ① 設計者は、事前の調査体制や発注者の要望等を反映できる担当者(一級建築士、構造設計一級建築士)を配置するなど十分な体制を整えること。
- ② 事業者は、設計の着手に際し、応募時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、設計業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ「設計業務計画書」(任意様式)を作成し、市の承諾を得ること。
- ③ 事業者は、事業契約締結後、事業契約書、要求水準書及び提案書に基づいて、市と協議の上、設計業務を実施すること。詳細寸法、詳細仕様については、カタログ等を使用し、市と協議の上、決定するものとする。
- ④ 設計業務の工程計画の作成に当たっては、事業者にて行うべき、事前協議、許認可手続きに必要な期間及び市との協議、承諾に要する期間を見込むこと。
- ⑤ 事業者は、「設計業務計画書」に基づき、基本設計、実施設計、解体撤去設計を行うこと。
- ⑥ 事業者は、設計の進捗に関して、定期的に市と打合せを行うこと。
- ⑦ 設計者は、発注資料に明示のない場合又は疑義が生じた場合には、市と協議を行い、確認すること。
- ⑧ 設計者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品などを採用する場合、市と協議を行い、確認すること。

- ⑨ 事業者は、基本設計が完成した段階及び実施設計が完成した段階で、速やかに市の提示する書類等を提出し、承諾を受けること。
- ⑩ 市は、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲で、事業者に対して当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業費に増減が発生する場合は、市と事業者で別途、協議を行う。
- ⑪ 事業者は市の承諾を得ずに、本事業の成果品等を閲覧に供したり、複写や譲渡、他者への提供等をしてはならない。

(2) 業務の範囲

事業者は、本事業に関わる事前調査及び申請業務等を含む、以下の設計業務を行うこと。

① 基本設計

- ア 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- イ 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- ウ 電気設備基本設計に関する標準業務
- エ 機械設備基本設計に関する標準業務

② 実施設計

- ア 建築(総合)実施設計に関する標準業務
- イ 建築(構造)実施設計に関する標準業務
- ウ 電気設備実施設計に関する標準業務
- エ 機械設備(設置がある場合は、昇降機を含む)実施設計に関する標準業務

③ 既存建物解体撤去設計

- ア 既存建物解体撤去に関する設計、各種申請、手続き業務一式
- イ アスベスト含有調査

④ 外構設計

- アプローチ、駐車場、植栽、駐輪場、雨水排水計画等の外構整備に係る設計業務一式

⑤ 地盤調査

- 校舎整備に必要な地盤調査業務一式

⑥ 各種申請業務

ア 基本事項

- ・事業者は、設計、工事(解体、撤去、建設、外構)及び新設校舎の供用開始に必要な一切の申請及び手続を行うこと。
- ・各種申請手続に係る手数料、負担金等は事業者の負担とする。
- ・各種申請、手続については、許認可等の写しを市に提出すること。

イ 建築確認申請手続き業務一式(手数料等の納付を含む)

- ・構造計算適合判定手続き業務

- ・建築物省エネ法適合判定手続き業務

ウ その他申請業務

- ・建築物省エネルギー法に係る書類作成及び申請業務
- ・性能評定に関する資料作成及び申請業務
- ・建築物環境エネルギー性能等に係る検討と届出に係る業務
- ・特定都市河川浸水被害対策法に伴う許可申請に係る業務(雨水浸透阻害行為許可申請)
- ・その他関係法令に基づき必要となる申請業務及びその資料等の作成

エ 交付金等申請補助

- ・本事業は、公立学校施設整備費負担金の活用を予定しているため、国庫負担金の申請手続き、完了実績報告等に必要となる書類等の作成に協力すること。
- ・具体的には、事業費に係る工種、経費別の内訳明細書など、補助対象外経費を明確にできる内訳の作成、完了図面、完了写真等を想定している。

オ その他関連業務

- ・新設校の開校に向け、市において「上田市オープンドアスクール設置検討会議」を組織し、学校運営方針の検討など、開校に向けての準備を進めている。
- ・当該、設置検討会議で実施予定の現場説明会への対応やこれにかかる準備、また、検討会議等での本業務に係る設計内容についてのプレゼンテーションの実施、また、これに係る資料作成等も行うこと。
- ・当該説明会等は、概ね2回程度を予定している。
- ・その他、地元住民説明会への参加や資料作成等についても協力すること。

(3) 業務期間

設計期間については、事業者の提案によることとするが、令和10年4月から新設校が開校するための事業全体の工事期間等を考慮し、実施すること。

(4) 業務期間の変更

不可抗力又は、事業者の責めに帰すことのできない事由により、期間の延長が必要となった場合は、延長期間を含め市と事業者が協議して決定するものとする。

(5) 事前調査業務

- ① 事業者は、事業着手前に現地調査及び周辺調査を行い、現状の把握に努め、着工前の写真記録を残すこと。また、必要に応じて現況測量等、適切に調査を行うこと。
- ② 事前調査を実施する場合は、施工計画等により、事前に市と協議の上、実施すること。

- ③ 調査終了時に、周辺調査報告書を作成し、市に提出すること。提出時期については、実施する調査内容に応じて市と協議すること。

2 業務の実施

(1) 設計業務

- ① 基本設計業務は、本要求水準書、事業者の技術提案及び適用基準を基に行う。
- ② 実施設計業務は、本要求水準書、基本設計図書、技術提案及び適用基準を基に、市と協議の上行う。
- ③ 建築確認申請
 - ア 申請、手続きにかかる手数料等は、事業者の負担とする。
 - イ 申請計画にあたっては、建設敷地内の存置する市役所第二庁舎(建物番号②)の一部を新設校舎の一部として使用することを想定し、一体的な申請計画を行うこと。
 - ウ 市の建築確認申請担当課と十分協議の上、業務を進めること。
- ④ 特定都市河川浸水被害対策法に係る雨水浸透阻害行為許可申請
 - 校舎建設地は、特定都市河川流域に指定されているため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく、雨水浸透阻害行為の許可が必要となることが想定される。これに係る、県との事前協議、許可申請に係る計画、書類作成等必要となる手続きを行うこと。
- ⑤ 関係機関との協議
 - ア 本事業は、敷地南側がJR新幹線の高架橋及びしなの鉄道の線路敷に近接しての事業となるため、事前にJR等と十分協議の上、JR等の施設や鉄道運行に支障とならないよう、工法検討等十分を行い計画すること。
 - イ その他、業務の実施上必要となる申請、届出における関係機関との事前協議等を適切に実施し、設計に反映すること。

(2) 基本設計業務

- ① 設計者は、本要求水準書及び事業者が提案した技術提案に基づく設計条件等について、市と協議し、整理の上、設計を進めること。
- ② 設計者は、基本設計に必要な範囲で計画に関する法令及び条例上の条件を調査し、市に報告すること。
- ③ 設計者は、基本設計に必要な範囲で建築確認(計画通知)申請等に必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、市に報告すること。
- ④ 設計者は、基本設計に必要な範囲で建設敷地内における上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、市に報告すること。
- ⑤ 新設校舎の整備におけるGL設定にあたっては、敷地内における現況測量等を適切に行い、計画すること。また、造成等が必要となる場合は、事前に市と協議すること。

- ⑥ 設計者は、基本設計が完了した時点で、成果物を市に提出し、本要求水準を満たした設計内容となっているか市に確認を受けること。

(3) 実施設計業務

- ① 設計者は、基本設計以降の状況の変化によって、設計条件に変化がある場合や設計条件を変更する必要がある場合は、市と協議を行い、確認すること。
- ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ア 設計者は、法令及び条例上の制約条件について基本設計の内容に即した詳細な調査を行い、市に報告すること。
- イ 設計者は、建築確認(計画通知)申請等に必要な事項について、基本設計時に確認した項目が実施設計において相違ないか綿密に確認すること。
- ③ 実施設計図書の提出
- ア 設計者は、実施設計が完了した時点で、市の指定する成果物を市に提出すること。
- なお、実施設計図書の作成においては、市と協議を行い、施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器などの種別、品質及び品質管理方法などを具体的に記載すること。
- イ 原則として、建築確認申請の確認済証が交付された時点で設計業務完了とする。

(4) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するように業務を実施しなければならない。(各基準等はそれぞれ最新版を用いること)

- ① 共通
- ・ 官庁施設の基本的性能基準
 - ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
 - ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準
 - ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - ・ 公共建築工事積算基準・同資料
 - ・ 公共建築工事共通費積算基準
 - ・ 公共建築工事標準単価積算基準
 - ・ 公共建築数量積算基準
 - ・ 公共建築設備数量積算基準
 - ・ 営繕工事積算チェックマニュアル
- ② 建築

- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 地盤調査共通仕様書
- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・ 公共工事木造建築標準仕様書
- ・ 建築設計基準・同資料
- ・ 建築構造設計基準・同資料
- ・ 構内舗装・排水設計基準・同資料
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 建築工事監理指針(上・下巻)
- ・ 建築改修工事監理指針(上・下巻)

③ 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 設備耐震設計・施工指針

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

(6) 業務計画書等

次の資料を市に提出する。指定様式については、市と協議すること。

- ・ 管理技術者通知書(技術者経歴書含む)
- ・ 業務委託承諾願
- ・ 業務計画書

- ・ 業務一般事項(業務の目的、適用範囲、適用基準類等を記載)
- ・ 業務工程表
- ・ 業務体制(管理体制および連絡体制、技術者経歴書)

(7) 業務における成果物について

基本設計及び実施設計業務における市に提出する成果物は、別紙1「基本設計及び実施設計の成果物」を準拠するものとし、詳細については、市と協議すること。

(8) その他、業務の履行に係る条件等

① 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

ア 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

イ 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

- ・ 写真を公表すること。
- ・ 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第7章 工事監理業務の要求水準

1 基本事項

(1) 事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を定め、工事監理業務を行うこと。

また、当該工事監理者は、本事業における品質確保を目的として業務を遂行すること。

(2) 事業者は、事業者が提案する工事監理者とは別に、随時、市の担当者の検査や調査を受けるものとする。調査の頻度、検査項目等は、市と協議を行い、決定すること。

(3) 市への完成確認等の報告は、工事監理者が行うものとする。

(4) 発注資料、提案内容又は、要求水準書に疑義が生じた場合には、市と協議を行い、確認すること。

2 工事監理に関する業務

(1) 工事監理に関する業務

① 工事監理方針の説明等

ア 工事監理方針の説明

イ 工事監理方法変更の場合の協議

② 設計図書の内容の把握等の業務

ア 設計図書の内容の把握

- ・監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書が本事業の要求水準書及び事業者提案内容に適合していることを総合的に確認すること。
- ・設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、市に報告し、必要に応じて設計者に確認すること。
- ・性能発注の趣旨を踏まえ、機能・性能(省エネルギー性、維持管理性、耐久性等)を満足しているか検証すること。また、長期の維持管理も見据えた内容になっているかも確認すること。
- ・監理者は、施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。)確保の観点から技術的に検討し、市及び設計者に確認のうえ、回答を施工者等に通知すること。

イ 質疑書の検討

③ 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

ア 施工図等の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

※ 施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。

イ 工事材料、設備機器等の検討及び報告

④ 工事と設計図書との照合及び確認

ア 監理者は、設計図書の定めにより施工者等が作成し、提出する施工図(現寸図・工作図など)、材料、製作見本、見本施工などについて、設計図書の内容に適合していることを確認し、市に報告すること。

イ 監理者は、設計図書の定めにより施工者等が提案又は提出する工事材料、設備機器及びそれらの見本について、設計図書の内容に適合していることを確認し、市に報告すること。

ウ 確認方法については、目視による確認、抽出による確認、事業者から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。

⑤ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

監理者は、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合していることについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、市に報告すること。あわせて、建築基準法及び建築士法による工事監理者として必要な法手続等を行うこと。

⑥ 設計図書の内容に適合していることを確認できない場合の措置

ア 監理者は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることを確認できない場合直ちに施工者等に指摘するとともに、施工者等に修正を求めるべき事項等を検討し、市に報告すること。

イ 施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合しない場合、施工者等に対し直ちに修正を指示し、その旨を市に報告すること。施工者等が必要な補修等を行った場合、これを確認し、市に報告すること。なお、設計図書のとおりに施工できない理由について、施工者等があらかじめ書面で報告した場合、監理者は市及び施工者等と協議すること。

⑦ 各施工段階における検査の方法

ア 各施工段階における検査方法は、次のとおりとする。ただし材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。なお、検査記録、検査結果報告書を作成し、市に提出すること。また、各施工段階において、市の担当者も必要に応じて、検査に立会うものとする。立会についての詳細については、監理者が別途、市と協議すること。

イ 監理者は、施工者等が行う試験、目視、計測の各行為の現場に立ち会い、確認を行うこと。

ウ 監理者は、施工者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行うこと。

エ 監理者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については遅滞なく場外に搬出させ、市に報告するとともに、合格品となるよう改善させること。

(2) 工事監理に関するその他の業務

① 工程表の検討及び報告

② 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

③ 工事と本事業契約との照合、確認、報告等

ア 工事と本事業契約との照合、確認、報告

イ 本事業契約に定められた指示、検査等

ウ 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

④ 関係機関の検査の立会い等

⑤ 設計段階、施工段階を通じて、事業者提案内容の履行状況を確認し、その結果について市への報告

⑥ 設計及び施工が本事業の要求水準書及び事業者提案に適合していることの確認

(3) 追加業務の内容及び範囲

① 市との協議資料の作成

- ② 室内外色のトータルコーディネート、サイン計画、後日購入予定の備品等に対する提案

3 業務の実施

(1) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。事業者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するように業務を実施しなければならない。(各基準等はそれぞれ最新版を用いること)

また、本業務は性能発注型の事業であることから、要求水準書に規定する機能・性能を満足することを前提とする。

① 共通

※ 対象工事の設計図書

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

② 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・地盤調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共工事木造建築標準仕様書
- ・建築設計基準・同資料
- ・建築構造設計基準・同資料
- ・構内舗装・排水設計基準・同資料
- ・建築工事標準詳細図
- ・建築工事監理指針(上・下巻)
- ・建築改修工事監理指針(上・下巻)

③ 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)

- ・電気設備工事監理指針
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・機械設備工事監理指針
- ・建築設備耐震設計・施工指針

(2) 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者、担当技術者、建築設備資格者を総称している。

① 管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

なお、事業者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- ・公共工事における工事監理業務の実績を有すること。
- ・設計施工一括方式または BTO 等類似事業の経験を有することが望ましい。

② 建築設備資格者

建築設備資格者については、次の資格要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

- ・建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者
- ・公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

③ 担当技術者

担当技術者については、次の資格要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

また、担当技術者の中から、建築(意匠)、建築(構造)、電気設備、機械設備の各分野について、担当主任技術者を配置することを基本とする。

ただし、建築(意匠)と建築(構造)、電気設備と機械設備については、兼務しても良いものとする。

- ・当該担当の各部門に応じた公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。

(3) 業務計画書

業務計画書として、次の資料を提出する。指定様式は、市と協議すること。

- ① 業務一般事項(業務の目的、適用範囲、適用基準類等を記載)
- ② 業務工程表
- ③ 業務体制(管理体制および連絡体制、技術者経歴書、業務運営計画)
- ④ 業務方針
- ⑤ その他市が指示する資料

(4) 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査(建築主事等関係官署の検査)に必要な書類の原案を作成、提出し、検査に立会う。

(5) 完了報告

- ① 事業完了時に「業務報告書」を提出し、市の確認を受けることとする。
- ② 業務報告書は、次の構成とする。指定様式は、市と協議すること。

ア 報告書

・事業者から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、事業者に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。必要に応じ、市からの指示内容が記載された「指示書」等についても添付することとする。

・事業者の提案内容の履行状況を整理した報告書も作成し、提出すること。

イ 打合せ議事録

市及び事業者等との打合せ結果について、「打合せ記録簿」に必要事項を記載する。

ウ 月報

「工事監理業務月報」に、主要な月間業務実施内容について、各業務内容毎に簡潔に記載する。あわせて工事中の状況写真も添付する。

エ 日報

日報については、受注者において、作成・保管し、市の求めに応じて提出できる状態にしておくこと。

第 8 章 建設工事業務の要求水準

1 業務概要

(1) 業務の範囲

事業者は、設計業務で作成した実施設計図書に基づき、事業整備対象施設である、校舎、

屋外付帯施設、外構整備を行うこと。

(2) 業務期間

事業者は、新設校舎の所有権移転を含め、令和10年2月末日までに完了させること。

(3) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工事期間の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、その延長期間を含め市と事業者が別途、協議して決定するものとする。

(4) 基本事項

- ① 施工者は、本要求水準書及び受注者が提案した技術提案内容に基づいて設計され、市の承諾を得た設計図書に基づき施工を行うこと。
- ② 近隣地域や敷地内の機能中の建物への騒音・振動について十分配慮した作業計画(作業日・作業時間等)を立案し、市の承諾を得ること。
- ③ 本工事に必要な申請手続き・立会いは、受注者が一切を代行し、その費用は受注者の負担とする。
- ④ 工事期間中の作業現場は、週休2日制により実施すること。また、無理のないよう適切な工程計画を立て、適宜、近隣等への周知を図り、作業に関する了承を得た上で作業を行うこと。
- ⑤ 近隣及び工事関係者、敷地内利用者の安全確保と環境保全に努めること。
- ⑥ 建設敷地内において予期せぬ地中埋設物が発生した場合、その撤去等に係る費用については別途協議とする。

2 建設工事業務

(1) 近隣調査・準備調査等

事業者は、着工に先立ち、近隣住民及び建設敷地内の関係部署及び団体に対する工事内容の説明及び建設準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題があれば適切な処置を講ずること。

(2) 工事に係る作成書類及び完成図書の提出について

- ① 事業者は、建設業務の着手までに、施工計画書など必要書類を市に提出し、承諾を得ること。

- ② その他、各工程段階における、作成及び提出書類また、完成図書については、「別紙3 建設工事の提出書類一覧」を準拠することとし、詳細については、市と協議すること。

(3) 工事期間中の業務

- ① 各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って、建設工事を実施すること。
- ② 事業者は、適切な資格を所持した、現場代理人を配置すること。
- ③ 事業者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を専任させること。
- ④ 工事状況の説明、報告及び市との打合せ
- ア 事業者は、工事期間中、市と協議し、「月間工程表」及び「週間工程表」等、提出書類を作成し、市に提出すること。
- イ 市の担当者は、必要に応じて、事業者が実施する工程会議に立会うことができると共に、何時でも工事現場での施工及び主要資材等搬入の状況確認を行うことができるものとする。
- ウ 事業者は、新設校舎の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。市は当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- エ 工事を円滑に推進できるように、市に必要な工事状況の説明を十分に行うこと。
- オ 事業者は、施工業務を適正かつ円滑に実施するため、市担当者とは適宜連絡を取り、十分に打合せを行うこと。
- カ 事業者は、市担当者から進捗状況などの報告を求められた場合、速やかにこれに応じること。
- キ 事業者は、市担当者とは打合せを行った場合、その都度、打合せ記録を作成し、市担当者の確認を受けること。
- ⑤ 事業者は、発注資料に明示のない場合など、疑義が生じた場合は、市と協議を行い、確認の上、事業を進めること。
- ⑥ 安全管理対策等
- ア 工事期間中における近隣住民、建設敷地内利用者、通行車両等への安全対策については万全を期すこと。
- イ 工事用車両の出入は、指定された道路より行い、工事期間中は、交通誘導員を適切に配置し、安全確保に努めること。
- ウ 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対応と適切な措置を講じて工事を行うこと。
- エ 周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、直ちに市に報告し、適切な対応を行うこと。

オ 事業者は、災害・公害及び危険防止のため十分な安全対策を講じ、事故のないよう努めること。

カ 近隣の建物、道路などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損などの損害を与えた場合は、直ちに市に報告するとともに、その管理者と協議し、事業者の責任及び負担において速やかに復旧・補修、補償をすること。また、損傷の恐れがあるものは事前に適切な養生を行うこと。

キ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意すると共に、万一、苦情が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように適切に対応、処理を行うこと。

ク 工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意すると共に、万一発生した場合には、事業者の責めにおいて対応を行うこと。

ケ 事業期間中は火災や地震等の災害に対する予防措置を実施し、万が一に火災等により災害が発生した場合には、適切な事後対応を実施すること。また、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。

コ 事業者は、工事中の損害に対する補償等に対応するために必要な保険(建設工事保険等)に加入し、その写しを市に提出すること。

⑦ 仮設工事等

ア 適切な現場事務所、資材置き場等を確保し、火災、事故、盗難等に十分配慮し、管理を行うこと。また、仮設事務所、資材置き場等の設置、確保に係る費用については、事業者の負担とする。

イ 近隣の住居や安全性を十分担保した仮囲いを施すこと。

ウ 敷地内には、事業期間中も継続利用する施設があるため、当該利用者用の通路を確保すること。また、当該施設は、埋蔵文化財の発掘作業場として使用しているため、大型物品の運搬が必要となる場合が想定される。その際には、事業者は運搬経路の確保等に協力すること。

エ 事業期間中の利用施設及び敷地内での移転施設については、第3章－2に記載のとおりであるため、これに対応した仮設通路等を設置すること。

オ 事業期間中、事業実施に必要となる水道、電気等については、事業者において、仮設電源、水道等の対応を行うこと。なお、これに係る工事費、及び光熱水費については、事業者の負担とする。

⑧ 廃棄物の処分等

ア 事業者は、工事により発生する廃材、廃棄物、建設発生土等について、法令等を遵守し、適切に処理、処分すること。再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

イ 本工事における発生材処分にあたっては、発生材報告書(写真添付)又はマニフェスト伝票 D・E 票を提出すること。

3 完成検査

(1) 完了検査及び完成検査

- ① 事業者は、工事完了後、建築基準法及び消防法等、各種法規定、基準に基づく施設の完了検査等を行うこと。完了検査等の日程は、事前に市に通知すること。
- ② 事業者は、市に対して、完了検査等の結果を検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
- ③ 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市の担当者において、完成検査を行う。なお、完成検査は、解体撤去工事と併せて実施するものとし、事業者は、市による完成検査に立会い、協力をするものとする。
- ④ 市による完成検査について、事業者はその検査項目及び検査内容の提案を行うものとし、市がこれらの内容を決定するものとする。

(2) 事業者による完了検査

- ① 事業者は、自らの責任及び費用において、施設の完了検査及び機器・器具の試運転検査等を実施すること。
- ② 完了検査及び機器・器具の試運転検査等の実施については、市と協議し、日程等を決定すること。
- ③ その他、各種法令及び条例等に基づき、必要となる完了検査を適切に実施すること。
- ④ 事業者は、完了検査に際して、本施設におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告すること。その測定値が「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」(厚生省生活衛生局長通知)に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、完了検査までに是正措置を講じ、その結果を再度、市に報告すること。
- ⑤ その他、国が定める学校環境衛生基準に基づき、当該基準値を満たした環境となtingことを検査し、その結果を市に報告すること。

(3) 市による完成検査

市は、事業者による完了検査及び機器・器具の試運転検査の終了後、本施設について、次の方法により行われる完成検査を実施するものとする。

- ① 市は、事業者の立会いの下で、市の担当者により、本市の要求水準を満たした施設となっているか、設計図書に基づいて施工がなされているか、法基準等を満たしているかを確認するため、現地において、完成検査を実施するものとする。

- ② 事業者は、当該完成検査時に各種設備の点検、試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことについて、市の確認を受けなければならない。
- ③ 事業者は、施設における機器・器具等の取扱説明会を、別途、実施すること。

(4) 完成検査後の是正等

- ① 市は、市の完成検査の結果、是正、補修等が必要な場合、期限を定めた上で事業者へ書面をもって指示するものとする。
- ② 事業者は、前記による書面の指示を受けた場合において、期日までに是正等を完了させること。期日までに是正等を完了させることが不可能である場合は、市への引き渡し後の本施設の使用等に支障がないように調整を行った上で、市と協議の上で期限を再設定することができるものとする。
- ③ 事業者は、本施設の完成確認において、是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を竣工図書に反映させること。

(5) 完成図書の提出

事業者は、市による完成検査後、速やかに完成図書を提出すること。提出書類については、「別紙3 建設工事の提出書類一覧」に準拠するものとし、詳細は、市と協議の上、決定する。

4 施設引渡し業務

事業者は、市により完成確認後、速やかに引渡し予定日までに本施設の所有権を市に移転する手続を行い、別途、市が指定する引渡し書類とともに、当該施設を市に引き渡すこと。

なお、施設の所有権移転に伴う費用については、事業者の負担とする。

5 保険

事業者は、事業期間中（設計・解体及び撤去工事から建設工事期間中）、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、さらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

(1) 建設工事保険

① 保険名称

建設工事保険及び解体工事保険(または、これらを包括して担保する保険)

② 保険内容

本件事業の解体工事中における既存施設の損壊、及び新築施設の建設工事中に発生した工事目的物(建築物、設備、資材等)の損害を担保する(一部に付帯設備工事、土木工事を

含む場合も対象とする。)。

③ 付保条件

ア 担保範囲は、本件契約で規定された事業者が行う全ての建設工事(解体工事を含む)を対象とする。

イ 保険期間は、本事業における解体工事に着手する日から建設施設を市に引き渡す日までの全期間とする。(ただし、本件引渡日が本件引渡予定日より後になった場合には、本件引渡日まで保険期間が延長ないし更新される契約とする。)。

ウ 保険契約者は、事業者とする。

エ 被保険者は、事業者、解体工事業者、建築工事業者又はそれらの全ての下請負者(リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。)とする。

オ 保険金額は、本件事業の総工事費(解体工事費及び建設工事費を含み、消費税及び地方消費税を含む。)又はこれに相当する再調達価値とする。

カ 免責金額(自己負担額)が設定されている保険に加入する場合、当該免責金額に相当する損害額については、すべて事業者の負担とする。

(2) 第三者賠償責任保険

① 保険名称

第三者賠償責任保険

② 保険内容

本件契約で規定された事業者の建設業務(解体工事も含めること)の遂行に伴って派生した第三者(生徒、教職員、市職員、来客、見学者、通行者、近隣居住者を含む。)に対する対人及び対物賠償損害(振動、地盤の移動又は沈下に起因する損害を含む)を担保する。又、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差支えない。なお、解体工事等に伴う有害物質の飛散・汚染リスクをカバーする特約等の付帯に努めること。

③ 付保条件

ア 担保範囲は、本件契約で規定された事業者が行う全ての建設工事(解体工事を含む。)を対象とする。

イ 保険期間は、工事に着手する日(解体工事を先行する場合は、解体工事に着手する日)から本件施設を市に引渡す日までの全期間とする(ただし、本件引渡日が本件引渡予定日より後になった場合には、本件引渡日まで保険期間が延長ないし更新される契約とする。)。

ウ 保険契約者は、事業者又は建設者とする。

エ 被保険者は、事業者、建築工事業者及びそれらの全ての下請負者(リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。)を含むものとする。

オ 建築工事業者(その下請負、協力業者を含む。)とその他の被保険者相互間の交叉責任

担保とする。

カ 保険金額は、対人：1 億円以上／1名(1 事故あたり、3 億円以上)、対物：5 千万円以上／1事故の加入とする。

キ 免責金額

免責金額(自己負担額)が設定されている保険に加入する場合、当該免責金額に相当する損害額については、すべて事業者の負担とする。

ク 特約等

事業者の過失に起因して市が第三者から法律上の損害賠償請求を受けた場合、本保険の補償対象となるよう必要な特約等を付帯すること。

第9章 維持管理業務の要求水準

1 業務概要

(1) 業務の範囲

事業者は、本要求水準書に基づき、学校運営に支障をきたすことなく、かつ、安全、快適に生徒等が施設を利用できるよう新設校舎の維持管理を行うことを目的とする。

なお、業務範囲は、次のとおりとする。

① 建築物保守管理業務

(建築基準法に基づく特殊建築物の法定点検及び、建築13年目の建物大規模補修業務を含む)

② 建築設備保守管理業務

各種法令に基づく定期・保守点検

ア 空調換気設備

(換気設備、排煙設備、その他フロン排出抑制法に伴う漏洩点検等を含む)

イ 給排水衛生設備(受水槽設置の場合は、これに係る点検、清掃業務を含む)

ウ 電気設備(受変電設備などの電気工作物の保管管理業務を含む)

エ 防災設備、防火設備

オ 消防設備

カ 機械警備業務

※飲料水の水質検査については、別途、市で実施するため本業務には含めない。

キ その他法令上必要となる設備点検

(2) 業務期間

業務期間は、新設校舎の引渡し・所有権移転日の翌日から事業期間終了日(令和24年3月31日)までとする。

2 基本事項

(1) 業務の実施

- ① 事業者は、業務期間中において、「維持管理業務仕様書」(以下、「業務仕様書」という)及び「維持管理業務計画書」(以下、「業務計画書」という)に従い、維持管理業務を行う。
- ② 事業者は、維持管理業務を遂行するに当たっては、必要となる各関係法令及び各法令基準、技術基準等を遵守し、適切に実施すること。

(2) 業務担当者の要件

- ① 事業者は、法令等により資格を必要とする業務の場合には各有資格者を選任すること。
- ② 維持管理業務を行うにあたり、業務担当者を必要数配置させること。
- ③ 業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにし、作業に従事すること。

(3) 市への報告

- ① 事業者が学校施設・設備の不具合及び故障等を発見した場合、又は学校職員等により学校施設・設備の不具合及び故障等に関する通報や苦情を受けた場合、事業者は直ちに市に報告するとともに協議を行うこと。
- ② 上記①の場合で、緊急に対処する必要があると判断した場合は、速やかに適切な応急処置を行うこと。なお、軽微なものについては、その直後に提出される「維持管理業務報告書」の提出をもって報告に代えることができる。
- ③ 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕等を実施すること。責任範囲が明確でない場合は、市とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施するものとする。
- ④ 点検及び故障等への対応は、「業務計画書」に定め、その内容に従って直ちに実施すること。

(4) 業務体制の整備と負担区分

- ① 事業者は、維持管理業務に着手する前に、維持管理業務の実施に必要な人員、器具、資機材及び設備、消耗品等を、全て事業者の負担において準備する。
- ② 維持管理業務の実施に必要な電気、ガス、水道については、新設校舎の設備を使用して実施し、これに係る光熱水費は、原則として市の負担とする。

(5) 個人情報の保護及び秘密の保持

- ① 事業者は、業務において知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。

- ② 業務に従事する者、または、従事していた者は、個人情報のみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に利用してはならない。なお、事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(6) 再委託

事業者は、事前に市へ届け出た場合を除き、構成企業及び協力企業以外の者に本施設の維持管理業務及び運営業務の全部又は大部分を委託してはならない。

3 提出書類

(1) 維持管理業務の業務仕様書及び業務計画書の作成及び提出

第9章-1-(1)に記載のすべての維持管理業務に共通とする。

- ① 事業者は、実施要領、本要求水準書、事業者提案に従い、業務期間を通じた維持管理業務の「業務仕様書」を作成し、業務に着手する前に、市に提出し、確認を受けること。

② 業務計画書の作成及び提出

ア 上記①で作成した業務仕様書に従い、業務計画書を作成するものとする。

業務計画書は、「通期業務計画書」及び「年間業務計画書」を作成すること。当該様式については、任意様式とする。

イ 維持管理業務開始前までに、維持管理期間中にわたる維持管理業務(実施方針、業務概要、実施体制等)を示す「通期業務計画書」を作成し、その内容について市の確認を得ること。

ウ 当該年度に実施する維持管理業務項目、各項目の内容、実施頻度、実施体制等の内容を含む「年間業務計画書」を作成し、当該年度の維持管理開始前までに市の確認を得ること。

(2) 維持管理業務報告書

事業者は、実施業務の結果を記録し、業務終了後、市に報告すること(報告時期については、各設備における維持管理業務に応じて適切に対応すること。)。

また、本施設及び各種設備を管理する上で必要となる事項等を記録・整理した台帳を、電子データにより作成・保存して管理すること。

(3) 業務体制の整備と届出

業務の実施にあたっては、その実施体制、業務担当者並びに業務責任者を定め、あらかじめその内容を業務計画書に定め、変更がある場合には、速やかに市に届けること。

(4) 非常時、緊急時の対応体制

事故・火災等による非常時、緊急時の対応方針、体制については事前に市と協議し、緊急連絡体制に関する書類及び対応マニュアルを作成し、引き渡し時に市に提出すること。なお、対応マニュアルは必要に応じて、市と協議の上、更新していくこと。

(5) 長期修繕計画及び事業期間終了時の引継ぎ

- ① 建物竣工時にその構造や用途に応じて適切にライフサイクルを設定し、さらに長寿命化を図ることを目的とした 長期修繕計画を策定して市に提出すること。また、事業期間以降も、長期に渡り、当該建物が性能、機能を有した状態で使用できるよう、建築13年目に建物に係る大規模補修業務を計画すること。(令和 22 年度の実施として計画すること)
- ② 事業期間中、施設の状態についてチェック・評価を行い、長期修繕計画の時点修正を行うとともに、報告書を市に提出すること。
- ③ 業務の引継ぎにあたって必要な協力等を行うこと。また、事業期間終了後も事業期間中に関する問い合わせ等の対応について、可能な範囲で協力を行うこと。
- ④ 施設に関する記録等の引継ぎにおいては、電子化したデータの提出も必ず行うこと。

4 建築物保守管理業務

(1) 業務の内容

- ① 事業者は、建築基準法第 12 条に基づき、建築物の敷地及び構造について、1 級建築士もしくは、2 級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者により3年に1度、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を行い、その結果について、書面をもって市及び特定行政庁に報告すること。
- ② 建築13年目の建物大規模補修業務
 - ア 事業期間以降も長期に渡り、当該校舎が本来の性能や機能を有して利用できるよう、建物における外壁、屋根、サッシ、シーリング工事等に係る補修業務を実施すること。
 - イ 補修業務の実施内容については、上記3-(5)に記載の修繕計画に基づき、業者が提案、計画し、事前に市と協議の上、実施するものとする。
 - ウ なお、当該補修業務は、令和22年度の実施として計画し、実施時期については、学校運営に支障とならないよう事前に市及び学校と協議の上、行うこと。

5 建築設備保守管理業務

(1) 業務の内容

事業者は、新設校舎における建築設備等について、関係法令等に基づき必要となる法定・定期点検、保守及び修繕を実施すること。

また、必要となる報告、届出等の一切の手続きを含むものとする。

<保守管理の対象となる建築設備>

- ① 空調換気設備(換気設備、排煙設備、その他フロン排出抑制法に伴う漏洩点検を含む)
- ② 給排水衛生設備(受水槽設置の場合は、これに係る点検、清掃業務を含む)
- ③ 電気設備(受変電設備などの自家用電気工作物の法定点検含む)
- ④ 防災設備、防火設備
- ⑤ 消防設備
- ⑥ その他法令上必要となる設備

(2) 要求水準

① 法定点検

ア 各設備及び機器における関係法令の定めにより、必要となる点検(回数、方法、報告等)を適切に実施すること。また、点検により必要となる報告書の作成、届出等の一切の手続きを含むこと。

イ 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な対応を図ること。

ウ 点検にあたっては、関係法令の定めによる有資格者により適切に実施すること。

② 定期点検

ア 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、関係法令に基づき、設備系統ごとに定期的に必要となる保守・点検、動作確認作業等を行うこと。

イ 点検により設備が正常に動作・機能しないことが明らかになった場合、又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な対応(軽微な修繕も含む)を図ること。

また、大規模な修繕等が必要となる場合は、市と協議すること。

ウ 点検の実施にあたっては、関係法令の定めによる有資格者により適切に実施すること。

6 機械警備業務

(1) 業務の内容

- ① 機械警備による侵入・盗難・火災時の異常感知
- ② 事故確認時における関係先等への通報・連絡・報告
- ③ 異常通報時の現地への駆け付け対応
- ④ 新設校舎に設置する機械警備設備の保守、点検、更新業務

(2) 警備対象

本業務における警備対象とする教室及び、諸室は、以下を想定している。以下の箇所以外にも、業者提案による平面計画において、必要となる教室及び、諸室への設置提案も可とする。

- ①職員室、②保健室、③特別教室1、④特別教室2、⑤オープンスペース

(3) 警備時間

警備機器セット時から警備解除時までとするが、火災異常は 24 時間監視とする。

(4) 要求水準

- ① 事業者は、本事業において整備した設置機器及び自動火災報知設備からの異常信号を事業者の監視センターへ送信するものとする。なお、機械警備ができない期間(機械不調・機器入替等)は、それに代わる方法で警備を行うこと。
- ② 事業者の監視センターでは、監視員が警報受信装置を常時監視するとともに、異常信号受信時は、速やかに担当警備員と連携をとるものとする。
- ③ 異常信号等の連絡を受けた警備員は、事業者の監視センターとの連絡を保持しつつ現場に急行し、異常信号の原因を確認するとともに、必要に応じて関係機関及び施設管理者(緊急連絡者)に通報連絡をするものとする。
- ④ 警備センサー及び機器の維持管理については、事業者の責任において点検を行い、業務期間中において、常に正常な機能を維持するよう努めなければならない。万一動作に異常を認めたときは、延滞なく補修及び交換、更新等の処置を講ずることとする。なお、それらに係る一切の費用は事業者の負担とする。
- ⑤ 受注者は毎月の業務が完了したときは翌月 10 日までに実施報告書を提出すること。
- ⑥ 警備機器類の種類及びその配置方法は事業者の提案とし、機器設置後速やかに警備機器配置図を作成し市へ提出すること。
- ⑦ 警備用主装置と事業者の監視センターへの通信に伴い発生する通信費については、市の負担とする。

(5) 鍵の管理

- ① 警備の実施に必要となる校舎建物の鍵は、市が事業者へ預託する。事業者は預託された鍵を厳重に取扱い、保管するものとする。また、業務期間満了後、市に鍵を返還すること。
- ② なお、事業者の責めに帰する理由により、預託した鍵を紛失した場合は、速やかに市に報告するとともに、事業者の負担で賠償すること。

7 保険

事業期間中、市で加入する保険は、新設校舎の建物損害保険のみであるため、事業者は、維持管理期間中、自らの負担により、次の要件を満たす、適切な保険に加入し、保険証書の写し等を市に提出すること。

(1) 保険契約者：事業者又は維持管理受託者等

(2) 保険期間：維持管理期間の初日から維持管理期間の末日までとする。
(毎年度更新することでもよい。)

(3) 保険金額

- ・対人：1 名あたり1億円、1事故あたり3億円以上
- ・対物：1 事故あたり5千万円以上

(4) 補償する損害

維持管理業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(5) 免責金額

免責金額(自己負担額)が設定されている保険に加入する場合、当該免責金額に相当する損害額については、すべて事業者の負担とする。

(6) 特約等

事業者の過失に起因して市が第三者から法律上の損害賠償請求を受けた場合、本保険の補償対象となるよう必要な特約等を付帯すること。

第 10 章 その他

1 施設引渡後の新設校舎における建物損害保険は、市が加入する。

2 工事期間中、建設敷地内において、他の工事や作業等が発生した場合は、当該工事や作業に協力すること。

3 本要求水準書に記載のない事項については、別途、市と事業者で協議の上、決定するものとする。

<別表 必要教室、諸室の規模、条件等>

※各諸室の面積、規模については、校舎全体面積の範囲内で、以下の要求条件等を考慮し、事業者による提案とする。なお、以下の面積は、参考数値とし、全体の配置計画等により変動する提案も可とする。

また、教室及び、各諸室の要求水準等については、提案上限額の範囲内において、提案するものとし、内容、仕様等については、本業務の実施設計において市と協議の上、最終決定する。

室名	面積 (㎡)	要求条件等 (寸法の単位:mm)
昇降口	20	・生徒60人分の下駄箱を設置すること。 ・配置については、通学する生徒の特性や安全性を十分考慮すること。
職員用玄関	5.0	・職員30名程度の下駄箱を設置すること。 ・生徒用昇降口に隣接した位置に入口が別となるよう設置すること。
職員室	63	・職員20名程度が利用可能な空間とすること。 (全教員がデスクを配置できる仕様とする) ・職員室内に事務室としての機能を設け、廊下に面した部分に来客の受付対応ができるようサッシ等を採用し、玄関に近接した位置に配置すること。 ・給水、給湯設備を設置すること。 ・ガス設備を設け、ガスコンロの使用を想定すること。湯沸器(給湯器)を1台設置すること。 ・流し台(W1200 程度)を設置すること。 ・職員が机で事務作業を行うためのコンセント設備を設けること。 ・ホワイトボード(W1200程度)を1か所、掲示板(W1200程度)を2か所程度、設置すること。 なお、サイズ、仕様については、通常の中学校と同等とすること。 ・壁面に2連のホワイトボード(W3600程度)を設置すること。(月間及び週間行事用としての仕様を想定) ・金庫を設置するスペースを設けること。 (250 kg程度の荷重を考慮した床仕様とすること) ・休憩やリラクセススペース及びミーティングスペースを設けること。 ・冷蔵庫の設置スペースと電源を確保すること。 ・室内の壁面に造り付け収納棚(H1800*D450*W900 程度)を3か所程度設置すること。仕様は、自由提案による。 ・その他、通常中学校の職員室と同等程度の必要機能を持たせること。
保健室	32	・生徒用ベッドを2か所設置し、ベッド用カーテンを設置すること。 ・流し台(W1200 程度)及び、洗濯機パンを設置すること。 ・給水、給湯設備を設置すること。 ・ガス設備を設け、湯沸器(給湯器)を1台設置すること。 ・掲示板(W1800)程度を設置すること。 ・冷蔵庫の設置スペースと電源を確保すること。 ・薬品棚(扉、施錠機能付き、W1200、D450、H1800 程度)を設置すること。 ・その他、通常中学校の保健室と同等程度の機能を持たせること。

相談室 (1・2)	各 7.5	・各部屋 4 人程度の利用を想定すること。 ・落ち着いて相談でき、プライバシーに配慮した空間とし、人通りなど動線にも配慮した配置とすること。(保健室に隣接した配置が望ましい) ・内装等の色調については、市と協議して決定すること。
職員更衣室 (男女別)	各 14.5	・男女別で設置すること。 ・職員10人分のロッカー(W300 程度)を配置し、更衣が行えるスペースを設けること。 ・女性用については、出入口に目隠しカーテンを設置すること。
生徒更衣室 (男女別)	各 15	・男女別で設置すること。 ・各30人の生徒が着替えを行うことができる空間を想定すること。
リラックス ルーム	25	・登校した生徒が教室に入る前段で、落ち着くことができる空間を想定し、計画すること。 ・配置については、昇降口に近い場所にレイアウトすること。 ・また、夜間中学の生徒が食事スペースとしても利用できるよう電子レンジの使用にも配慮し、簡易流し(給水、給湯設備)も設けること。 ・空調設備も設けること。 ・生徒の予定が掲示できる掲示板を設けること。(W3600 程度)(ホワイトボードでも可) ・諸室の片方の壁面に30人分のロッカー(W350程度×2段)を配置し、もう一方の壁面に上記掲示板を設置する空間を想定している。
生徒用トイレ (男女)	40	・男女別で設置すること。 ・男子トイレは、小便器3、洋式便器2の衛生器具を設置すること。 ・女子トイレは、洋式便器4の衛生器具を設置すること。 ・手洗い2か所、鏡を設置すること。 ・トイレブースには、擬音装置及び2連紙巻き器を設置すること。 ・掃除用流しを設置し、掃除用流し置き場にはモップ掛け用フック、タオル掛けバー及び掃除用具収納棚板を設置すること。 ・床は、乾式仕様とすること。 ・多様な生徒の利用に配慮し、清潔な環境に配慮すること。 ・ユニバーサルデザインに配慮した仕様とし、手すり等必要な機能を整備すること。
多目的トイレ	4	・オストメイトトイレ、手すり、鏡等、一般的に必要な設備、機能を設けること。 ・呼び出し装置を設置し、通報先は職員室とすること。
職員トイレ (男女)	必要 面積	・男女別で設置すること。 ・男子トイレは、小便器1、洋式便器 1、女子トイレは、洋式便器 2 の衛生器具の設置が望ましい。 ・鏡、手洗い等、一般的に必要な機能を有すること。
多目的 スペース	72	・多目的スペース、会議室を兼用する空間を想定し、計画すること。 ・床材は、カーペット等、靴を脱いで使用する素材とすること。 ・廊下側は、極力、間仕切りのない開放感のある空間とすること。

日本語教室	13	・6人程度が机で学習できる空間とすること。 ・個別学習に配慮した機能も提案すること。
普通教室 (1・2・3) 3教室	各 35	・ホワイトボードを設置すること(W3600 程度) ・掲示板(W1200 程度)を設置すること。 ・連絡黒板(ホワイトボード)W1200程度を設置すること。 ・普通教室 1・2・3 は、隣接して配置し、隣接壁は可動できるフリーな仕様となるよう居力計画すること。 ・廊下側は、極力、間仕切りのない、開放感のある空間とすること。 ・その他学校運営上、必要な機能を設けること。
オープン スペース	145	・普通教室 1・2・3 と隣接して配置すること。 ・オープンスペースとしてフレキシブルに使用できるよう、間仕切りは設けないフリーな空間とすることが望ましい。 なお、廊下に隣接する部分も同様の仕様とする。 ・スペース内に図書コーナーを設け、開口部のない壁面をできるだけ活用して、造り付け書棚を設置すること。 (書棚は、D450、H1800、W3500 程度でボックス型でも高さ調整が可能な仕様でも可) ・窓側部は、窓下を活用して、生徒が学習できるカウンターと電源コンセント、LAN 環境を設置すること。 (サイズ及びコンセント配置は、自由提案とする) ・プロジェクターとスクリーンを 1 か所天井面に設置すること。 (仕様は、教室規模に応じたもので自由提案とする) ・その他、多様な学びのスペースとして必要となる機能について、自由提案とする。
特別教室 1	35	・家庭科等の授業を想定した空間とすること。 ・調理台を 4 か所設置すること。(各 4 人掛けを想定) ・調理台には、ガス、給水、流しの設備を設け、当該設備に蓋をして、机としても使用できる仕様とすること。 ・開口部のない壁面を利用し、調理器具等の保管用収納棚(扉、鍵付き)を設置すること。(H1800、D450、W3500 程度の造り付け) ・床材は、耐水性のある仕様とすること。 ・特別教室 1 は、特別教室 2 と隣接して設置し、間仕切りを稼働できる仕様とすること。
特別教室 2	35	・美術、技術等の授業を想定した空間として計画すること。 ・開口部のない壁面を利用し、教具保管用の扉付き収納棚を設置すること。(H1800、D450、W3500 程度の造り付け) ・流し台(給水蛇口 4 か所)を窓側に 1 か所設置すること。
手洗い場	必要 面積	・廊下スペースを活用し、生徒用の手洗い場を設置すること。 ・手洗い場には、給水蛇口 3 か所、給湯蛇口 1 か所を設けること。
倉庫	12	・空間に「コの字型」で、造り付けの収納棚を設置すること。 (H1800、D500、W2700 及び W4500 程度を組み合わせたもの)
その他 (廊下等)		・廊下等のスペースを活用して、清掃用具入れ(校内全体清掃のための用具入れ)を適宜、設置すること。(転倒防止措置も講じること)

別紙 1 基本設計及び実施設計の成果物

(1) 基本設計

成果物	部数	製本・形態	適 用
・完了届	1		
・基本設計図書(以下一式)	2	A4ファイリング	CD-R
計画説明書			.jww .jwc .docx .xlsx
仕様概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
仕上概要表			.jww .jwc .docx .xlsx
面積表及び求積図			.jww .jwc
敷地案内図			.jww .jwc
配置図			.jww .jwc
平面図(各階)			.jww .jwc
断面図			.jww .jwc
立面図(各面)			.jww .jwc
仮設計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
構造計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
電気設備計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
機械設備計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
・日影図	—	A4ファイリング	.jww .jwc
・透視図	—	額入・フルカラー	.jpg
・模型	—		
・工事費概算書	2	A4ファイリング	.xlsx
・各種技術資料	1	A4ファイリング	
・各記録書	1	A4ファイリング	
・地質調査報告書	2	A4	金文字入黒表紙製本

(2) 実施設計

成果物	部数	製本・形態	適 用
・完了届	1		
・実施設計図	1	A-1製本	ビニール製本
	3	A-3縮小版製本	ビニール製本
	1	A-3縮小版原図	白焼き
	1	CD-R	.jww .jwc
・構造計算書	1	A4ファイリング	
・計画通知申請書類	以下一式		建築指導課に提出
計画通知書	2	正・副	※副本を成果物として提出
添付図書・書類	2	正・副	建築準法施行規則による
消防同意調査書	2	正・副	
工事届・道路資料	2	正・副	
建築許可申請書	3	正・副・消防	必要に応じて
・構造適合性判定書類	以下一式		適合性判定機関に提出
判定申請書	2	正・副	※副本を成果物として提出
添付図書・書類	2	正・副	建築準法施行規則による
・建築物省エネ法関係書類	以下一式		※副本を成果物として提出
・適合性判定あり			適合性判定機関に提出
計画通知書・添付図書	2	正・副	建築物省エネ法施行規則による
・適合性判定なし			建築指導課に提出
通知書・添付図書	2	正・副	建築物省エネ法施行規則による
・各関係法令に係る届出書類	1		各関係法令の基準等による
・日影図	1	A4折込	.jww .jwc
・透視図	2	額入・フルカラー	.jpg
・模型	—		
・積算書類	以下一式	CD-R	
工事費内訳書	1	A4ファイリング	.xlsx(上田市指定書式)
数量算出書	1	A4ファイリング	.xlsx
単価算出書	1	A4ファイリング	.xlsx
・防災評定申請書類	2	正・副	建築指導課に提出
・各種技術資料	1	A4ファイリング	
・各記録書	1	A4ファイリング	
・地質調査報告書	2	A4	金文字入黒表紙製本
・景観条例届出書	2	A4ファイリング	該当の場合

別紙 2 解体・撤去処分の提出書類一覧

着工前提出書類	火災保険等付保通知書
	工事カルテ(コリンズ登録)
	周辺調査報告書(着工前写真含む)
	解体工事施工計画書(実施工程表、廃棄物等処理計画書等含む)
	除却届
	石綿障害予防規則による石綿等事前調査結果等の報告・届出
	大防法による特定粉塵排出等作業実施届出書
	工事内訳書
工事中確認	工事打合せ簿・会議議事録等
	報告書等
	工事進捗状況報告書(月毎)
	施工体系図・施工体制台帳の写し
	施工体制台帳(添付書類含む)
	工事写真
	安全活動記録等
竣工時提出書類	工事記録
	工事打合せ簿・会議議事録等
	解体工事施工計画書(実施工程表、廃棄物等処理計画書等含む)
	報告書等
	工事写真
	着工前-竣工後見開き写真
	完成写真
	施工写真
	現場掲示物等写真
	その他写真
	竣工届
	工事カルテ(コリンズ登録)の竣工登録
	引渡し書、工事保証書、完成後責任者届け、鍵・備品・予備品等引渡し目録
	官公署届出書類等

別紙3 建設工事の提出書類一覧

着工前提出書類	火災保険等付保通知書
	工事カルテ(コリンス登録)
	周辺調査報告書(着工前写真含む)
	総合施工計画書(実施工程表、廃棄物等処理計画書等含む)
	石綿障害予防規則による石綿等事前調査結果等の報告・届出
	工事内訳書
工事中提出書類	工種別施工計画書兼使用材料承諾願
	工事打合せ簿・会議議事録等
	承諾図
	報告書等(材料搬入報告、材料・機材の試験報告、施工の試験報告、一工程の施工報告(自主検査)等)
	工事進捗状況報告書(月毎)
	施工体系図・施工体制台帳の写し
工事中確認	施工体制台帳(添付書類含む)
	工事写真
	安全活動記録等
竣工時提出書類	工事記録
	工事打合せ簿・会議議事録等
	施工計画書
	総合施工計画書(廃棄物等処理計画書を含む)
	工種別施工計画書兼使用材料承諾願
	報告書等(材料搬入報告、材料・機材の試験報告、施工の試験報告、一工程の施工報告(自主検査)等)
	品質・性能証明 (JIS等規格証明書、製造による検査証明書・試験成績書、出荷証明など)
	工事写真
	着工前・竣工後見開き写真
	完成写真
	施工写真
	現場掲示物等写真
	その他写真
	竣工届
	工事カルテ(コリンス登録)の竣工登録
	承諾図(JWWデータCD-R共)
(竣工後提出可)維持管理書類	竣工図(JWWデータCD-R共)
	竣工写真
	引渡し書、工事保証書、完成後責任者届け、鍵・備品・予備品等引渡し目録
	維持管理マニュアル・取扱説明書・メーカー保証書等
	機器完成図
	官公署届出書類等

「上田市オーパンドアスクール」のコンセプトと基本方針について

コンセプト 「出会い、向き合う、つながりの場所」

ここは、すべての人の「学びたい」をかなえる場所。

ここでは、自分の心に触れながら自分の思いを形にすること、自分のペースで自分らしく学ぶことが大切にされます。ありのままの自分と向き合うことで、自分らしさが育まれていきます。

ここでは、「正解」を探すのではなく、「問い」を育てることが大切にされます。その「問い」は、自分自身との対話であり、他者との対話であり、社会との対話です。

ここでは、年齢も性別も国籍も立場もこえた「つながり」が生まれます。「わたし」と向き合い、「あなた」を受け止めることで、「わたしたち」の地域が育てられていきます。「ちがい」が「つながり」という力になり、その先に、新しい世界が広がっていきます。

社会とつながり、変わっていく自分と出会う。新しい自分と出会い、社会が広がる。

ここは、自分と社会が出会い、違いを響き合わせ、上田市は、一人ひとりの自分らしさを尊重しながら、安心して学ぶことができる、「出会い、つながる、学びの場」として、オーパンドアスクールを設置します。

基本方針 「多様な学びの循環を創る」

(1) 一人ひとりの主体性を支える

- 「安心」と共にある場づくり
安心できる場所、ゆとりある時間、心がほぐれる関係性の中で、思いや気持ち、考えを認め合うことで、自分らしく学んでいくことのできる場づくりを進めていきます。
- 「自分らしさ」と共にある場づくり
多様な価値観との出会いを通じて、自分にとって大切なことと向き合うことで、想いを形にしていくことのできる場づくりを進めていきます。

(2) 一人ひとりの社会性がつながる

- 「ちがい」と共にある場づくり
年齢、性別、国籍、立場をこえて共に学ぶことで、多様性に対する理解を深めていく場づくりを進めていきます。
- 「つながり」と共にある場づくり
地域との交流を通じて、自分と社会のつながりを実感することで、社会的な自立を支えていく場づくりを進めていきます。

